

事故情報の評価・分析及び事故防止モニタリング
（電気用品安全法の特定製品安全性等調査確認
（業務用電気用品（配線器材以外））

報告書

平成 26 年度

平成 27 年 11 月

序

1. 調査の目的

本調査は、製品安全政策の一環として、製品事故の未然・再発防止を図るため、市販されている業務用電気用品のうち配線器材以外について、電気用品安全法令に定める事項の遵守状況等を確認するためテスト及び調査を行い、法執行等の参考に資する資料を得ることを目的とする。

2. 調査の内容

現在市販されている電気用品を市場から買い上げ、電気用品安全法(昭和36年法律第234号)の技術基準に基づいたテスト・調査を実施して、その結果から安全面での問題点の解明を行うとともに、同法が定める表示等が適切に行われているかについて確認する。それらの結果を総合し、当該電気用品の安全性等を検証し、製品に起因する事故の未然防止及び再発防止に資するための調査研究を行った。

3. 調査の期間

平成26年7月11日から平成27年2月27日まで

目次

調査検討報告

1. まえがき	2
2. 電気用品試買検査の実施方法	2
2.1 検査品目	2
2.2 検査項目	2
3. 電気用品試買検査の結果	4
3.1 検査結果の概要	4
3.2 電気用品試買検査結果総括表	4
3.3 技術基準不適合項目と不適合数	6
3.4 検査品目番号と対比する電気用品名一覧	8
3.5 品目別検査結果表	9
3.6 技術基準不適合電気用品の概要	60
3.7 施行規則不適合電気用品の概要	161

電気用品安全法特定製品安全性等調査確認

1. まえがき

本調査では、市場に流通している電気用品安全法対象品目のうち、通常品目(電気用品全品目を3年から5年程度で一巡して試験できるように選定)について試買テストを実施した。

2. 電気用品試買検査の実施方法

2. 1 検査品目

電気用品安全法対象品目(特定電気用品116品目、特定電気用品以外の電気用品341品目)は、一般消費者の使用する家電製品の他に、業務用機器、設備機器、電気設備用資材など、多岐に亘っているが、これらの電気用品について定期的な試買テストを実施するため、電気用品の区分及び用途別に、試買電気用品リストに示す品目数(通常品目40品目(うち特定電気用品7品目、特定電気用品以外の電気用品33品目))の電気用品について、試買テストを実施した。

2. 2 検査項目

- ① 電気用品の技術上の基準を定める省令(平成25年経済産業省令第34号)の解釈に基づく基準(ただし、部品性能試験を除く)
- ② 電気用品安全法で規定する表示

試買電気用品リスト (40 品目 110 機種 214 台)

通常品目 (40 品目 110 機種 214 台)

特定電気用品 (7 品目 23 機種 46 台)

電気用品の区分	電気用品名	機種	台数
電熱器具 (3)	電気温水器	5	10
	家庭用温熱治療器	2	4
	観賞魚用ヒーター	5	10
電動力応用機械器具 (4)	電気ポンプ	5	10
	アイスクリームフリーザー	2	4
	ディスポージャー	2	4
	その他の電気気泡発生器	2	4

特定電気用品以外の電気用品 (33 品目 87 機種 168 台)

電気用品の区分	電気用品名	機種	台数
電熱器具 (11)	その他の採暖用電熱器具	2	4
	電気天火	2	4
	電気ジャー	2	4
	電気フライヤー	2	4
	電気茶沸器	2	4
	電気はんだごて	2	4
	タオル蒸し器	2	4
	投込み湯沸器	5	4
	電熱マット	2	4
	電気乾燥器	5	10
	電気温きゆう器	2	4
電動力応用機械器具 (17)	電気製氷機	2	4
	電気冷水機	2	4
	電気捕虫機	2	4
	タイムレコーダー	2	4
	硬貨計数機	2	4
	紙幣計数機	2	4
	自動販売機(特定電気用品を除く。)	2	4
	両替機	2	4
	理髪いす	2	4
	換気扇	5	10
	電気黒板ふきクリーナー	2	4
	電気床磨き機	2	4
	電気靴磨き機	2	4
	電気スクレュードライバー	5	10
電気サンダー	5	10	
電気ポリッシャー	5	10	
電気金切り盤	5	10	
光源及び光源応用機械器具 (1)	エレクトロニックフラッシュ	2	4
電子応用機械器具 (3)	電子式金銭登録機	2	4
	インターホン	2	4
	消磁器	2	4
交流用電気機械器具 (1)	電気さく用電源装置	2	4

3. 電気用品試買検査の結果

3.1 検査結果の概要

試買検査は、39 品目、100 機種について、検査品を使用して検査を実施した。

そのうち、次のとおり不適合があった。

技術基準不適合： 18 品目、 32 機種

施行規則不適合： 4 品目、 5 機種

3.2 電気用品試買検査結果総括表

【総合計】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
総合計	98 (59)	100 (60)	32 (22)	32 (22)	5 (3)	5 (3)
品目数	39		18		4	

備考：表中の括弧内は、事業者数にあっては輸入事業者数を、機種数にあっては輸入機種数を示し、内数である。(以下、この項において同じ。)

【特定電気用品合計】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
特定電気用品合計	22 (12)	23 (13)	4 (3)	4 (3)	1 (1)	1 (1)
品目数	7		2		1	

【特定電気用品以外の電気用品合計】

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
特定電気用品以外の電気用品合計	76 (47)	77 (47)	28 (19)	28 (19)	4 (2)	4 (2)
品目数	32		16		3	

【品目詳細】

特定電気用品

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
電気温水器	5	5				
家庭用温熱治療器	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)		
観賞魚用ヒーター	5 (3)	5 (3)				
電気ポンプ	5 (3)	5 (3)	2 (2)	2 (2)		
アイスクリームフリーザー	2 (2)	2 (2)			1 (1)	1 (1)
ディスプレイ	2 (2)	2 (2)				
その他の電気気泡発生器	1 (1)	2 (2)				
特定電気用品合計	22 (12)	23 (13)	4 (3)	4 (3)	1 (1)	1 (1)
品目数	7		2		1	

特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
その他の採暖用電熱器具	2 (1)	2 (1)	1	1		

電気用品名	試買検査実施対象		技術基準不適合		施行規則不適合	
	事業者数	機種数	事業者数	機種数	事業者数	機種数
電気天火	2 (2)	2 (2)				
電気ジャー	2	2				
電気フライヤー	2 (2)	2 (2)				
電気茶沸器	2	2				
電気はんだごて	2 (1)	2 (1)				
タオル蒸し器	1	1				
投込み湯沸器	5 (1)	5 (1)	1	1		
電熱マット	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)	2 (1)
電気乾燥器	5 (5)	5 (5)	3 (3)	3 (3)		
電気温きゆう器	1	1				
電気製氷機	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)		
電気冷水機	2	2				
電気捕虫機	2 (2)	2 (2)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)
タイムレコーダー	2 (1)	2 (1)				
硬貨計数機	1	1				
紙幣計数機	2 (1)	2 (1)	1	1		
自動販売機(特定電気用品を除く)	1	1	1	1		
両替機	1	1				
理髪いす	1 (1)	1 (1)	1 (1)	1 (1)		
換気扇	5 (5)	5 (5)				
電気黒板ふきクリーナー	1	2				
電気床磨き機	1	1	1	1		
電気スクリュードライバー	5 (4)	5 (4)	3 (3)	3 (3)		
電気サンダー	5 (5)	5 (5)				
電気ポリッシャー	5 (5)	5 (5)	3 (3)	3 (3)		
電気金切り盤	5 (4)	5 (4)	3 (3)	3 (3)		
エレクトロニックフラッシュ	2	2	2	2		
電子式金銭登録機	2 (2)	2 (2)	1 (1)	1 (1)		
インターホン	2 (2)	2 (2)				
消磁器	2	2	1	1	1	1
電気さく用電源装置	1	1				
特定電気用品以外の 電気用品合計	76 (47)	77 (47)	28 (19)	28 (19)	4 (2)	4 (2)
品目数	32		16		3	

3.3 技術基準不適合項目と不適合数

技術基準不適合	不適合数
別表第一 ~ 別表第十一	69
別表第十二	15
総計	84

【別表第一 ~ 別表第十一】

不適合項目	技術基準の内容	不適合数
別表第八1(1)イ	器体の材料	2
別表第八1(1)ロ	電気絶縁物及び熱絶縁物	2
別表第八1(1)リ	アース用端子の材料	1
別表第八1(2)イ	形状、組立、動作が円滑	5
別表第八1(2)へ	充電部の露出	1
別表第八1(2)ト	空間距離	11
別表第八1(2)又(ハ)	内部配線(鋭利な箇所への接触)	1
別表第八1(2)ヲ	電源電線の接続部の張力	1
別表第八1(2)ツ(ロ)	人が触れるおそれのある金属部	3
別表第八1(2)ツ(ニ)a	アース線の表示	4
別表第八1(2)ツ(ホ)b	アース用端子ねじの呼び径	1
別表第八1(2)ツ(ホ)c	アース用端子の兼用	1
別表第八1(2)ナ	可動部の保護	1
別表第八1(2)ラ(ロ)	器体の一部の取り外し(表示)	1
別表第八1(2)ウ	スイッチの表示	1
別表第八1(2)ノ(ハ)	電源電線の取付端子ねじ	1
別表第八1(2)マ	電流(温度)ヒューズの定格表示	2
別表第八1(3)イ	部品の定格(電圧、電流)	1
別表第八1(3)又	接続器:寸法	1
別表第八1(4)イ	消費電力の許容差	1
別表第八1(4)ハ(イ)	消費電力の許容差	4
別表第八1(6)	電圧変動	1
別表第八1(12)	表示	6
別表第八2(23)ニ(ハ)	異状温度上昇	1
別表第八2(30)ロ	絶縁性能	1
別表第八2(49)ハ	平常温度上昇	1
別表第八2(52)イ(ニ)	アース機構	1
別表第八2(64)ハ(イ)	平常温度上昇	4
別表第十 第5章2.1	雑音電力	1
別表第十 第5章2.2(1)	連続性雑音端子電圧	7
合計		69

【別表第十二】

不適合項目	技術基準の内容	不適合数
J60335-1(H14)7.1	定格等の表示	1
J60335-1(H14)11.8	温度上昇	1
J60335-1(H20)25.10	アース線の表示	1
J60335-1(H20)28.4	電氣的接続	1
J60335-1(H20)30.1	ボールプレッシャー	1
J60745-1(H22)8.1	定格等の表示	2
J60745-1(H22)8.6	単位等の記号	2
J60745-1(H22)8.12	取扱説明書	2
J60745-1(H22)24.12	電源電線の折り曲げ	1
J60745-2-3(H22)8.1	定格等の表示	1
J60950-1(H22)1.7.2	取扱説明書	1
J60950-1(H19)2.1.1	充電部へのアクセス	1
合	計	15

3.4 検査品目番号と対比する電気用品名一覧

電気用品名	機種数	品目番号	備考(購入断念理由)
電気温水器	5	301	
家庭用温熱治療器	2	302	
観賞魚用ヒーター	5	303	
電気ポンプ	5	304	
アイスクリームフリーザー	2	305	
ディスプレイ	2	306	
その他の電気気泡発生器	2	307	
その他の採暖用電熱器具	2	308	
電気天火	2	309	
電気ジャー	2	310	
電気フライヤー	2	311	
電気茶沸器	2	312	
電気はんだごて	2	313	
タオル蒸し器	1	314	
投込み湯沸器	5	315	
電熱マット	2	316	
電気乾燥器	5	317	
電気温きゆう器	1	318	
電気製氷機	2	319	
電気冷水機	2	320	
電気捕虫機	2	321	
タイムレコーダー	2	322	
硬貨計数機	1	323	
紙幣計数機	2	324	
自動販売機(特定電気用品を除く。)	1	325	
両替機	1	326	
理髪いす	1	327	
換気扇	5	328	
電気黒板ふきクリーナー	2	329	
電気床磨き機	1	330	
電気靴磨き機			市場に出回っていない
電気スクレードライバー	5	331	
電気サンダー	5	332	
電気ポリッシャー	5	333	
電気金切り盤	5	334	
エレクトロニックフラッシュ	2	335	
電子式金銭登録機	2	336	
インターホン	2	337	
消磁器	2	338	
電気さく用電源装置	1	339	

3.5 品目別検査結果表

注：表中の記号（○、×、－）の意味は、次のとおりです。

○：適合した項目

×：適合しなかった項目

－：試験を適用しなかった項目

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																解釈 別表第十		判定	
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (1 2)				雑音の強さ	技術基準		
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ				
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇				
1	電気温水器	100V 450W 屋内用	◆JET (EHPN-F13N2)	(株)LIXIL	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	電気温水器	100V 1.5kW 50/60Hz 屋内用	◆JET (ES-20N3)	(株)日本イトミック	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
3	電気温水器	単相200V 4.4kW 50-60Hz 屋内外用	◆JET (D0-3710)	(株)長府製作所	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	電気温水器	単相200V 5.4kW 屋内外用	◆JET (BE-S46E)	日立アプライアンス (株) (日立)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	電気温水器	単相200V 2.1kW 屋内用	◆JET (SR-151C)	三菱電機(株)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	

品目番号 302

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定				
					1. 共通事項												2. 個別事項(23)					別表第十						
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示	イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 機械的強度	ヘ 折り畳み性能	ト 噴霧性能			チ 圧力安全弁の動作性能	リ 感熱線の均一特性	雑音の強さ
1	家庭用温熱治療器	100V 80W 50/60Hz	◆COSMOS (S-501)	(株)クシオインター ナショナル (輸入)	○	×	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	×	○	○	-	-	-	○	×	○

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八															解釈 別表第十		判定					
					1. 共通事項												2. 個別事項(15)			雑音の強さ	技術基準			施行規則			
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示	イ 絶縁性能	ロ 平常温度上昇	ハ 異常温度上昇			ニ 機械的強度	ホ 急冷試験				
1	観賞魚用ヒーター	100V 100W 水中用	◆JET (26°Cミニヒーター 100W 75034)	テトラジャパン(株) (テトラ) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	
2	観賞魚用ヒーター	100V 500W 水中用	◆JET (マイクロパワーヒーター ブラック)	(有)寿電気	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
3	観賞魚用ヒーター	100V 10W 水中用	◆JET (プリセットオートヒーター 10)	(株)エヴァリス	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
4	観賞魚用ヒーター	100V 80W 水中用	◆JET (オートヒーター スタン ディSH80)	ファイブプラン(株) (ジェックス) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○
5	観賞魚用ヒーター	100V 80W 水中用	◆JET (ミニオートNE080)	共栄アクアテック(株) (ニッソー) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈 別表第十		判定	
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (49)					雑音の強さ	技術基準		
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ	ホ				
					材料	構造	部品及び付属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその付属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇	消費電力の許容差	付属圧力スイッチの性能				
1	電気ポンプ	3相 200V 260W 50Hz	◆JET (CRS401T)	株田井鐵工 (新明和工業)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○	
2	電気ポンプ	100V 120W 50Hz	◆JET (FP-5S)	株鶴見製作所 (輸入)	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○			
3	電気ポンプ	100V 630W 50Hz	◆JET (SP450-A)	株工進 (新ダイワ)	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	-	-	○	○			
4	電気ポンプ	100V 420W 50Hz	◆JET (RMX-4000)	リョービ株 (輸入)	○	×	-	○	-	-	○	○	-	-	○	○	○	※	-	-	-	×	○		
5	電気ポンプ	100V 210/250W 50/60Hz	◆TUV (PSP-70NS)	株ナカトミ (輸入)	×	×	-	×	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	×	-	-	-	×	○	

※ 平常温度上昇試験において、電動機に取り付けられた自動復帰形の過負荷保護装置が動作した為、判定ができなかった。

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																解釈		判定		
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (55)				別表第十				
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ	雑音の強さ	技術基準	施行規則
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	材料	構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	機械的強度			
1	アイスクリームフリーザー	100V 10W/7W 50/60Hz	◆JET (DID-1420)	(株)ドウシシャ (輸入)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2	アイスクリームフリーザー	100V 6W 50/60Hz	Ⓟ (MCE-3631)	(株)マクロス (輸入)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定							
					1. 共通事項												2. 個別事項(63)					別表第十		技術基準	施行規則						
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び 附属品	(4) 消費電力等 の許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動に よる運転性能	(7) 二重絶縁 構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流 測定	(10) ブラウン管 及びその 附属品	(11) 太陽電池 モジュール	(12) 表示	イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度 上昇									雑音の 強さ			
1	ディスプレイ	100V 280/205W 50/60Hz 2分定格	◆UL-US (AC105-A)	(株)ISEジャパン (エマソン) (輸入)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○		○	○	○								○		○	○
2	ディスプレイ	100V 720W 50/60Hz 45秒定格	◆UL-US (PM3)	(株)エーエムシー (アナハイム) (輸入)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○		○	○	○								○		○	○

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																解釈		判定	
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (78)				別表第十			
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	雑音の強さ	技術基準	施行規則
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	機械的強度			
1	その他の電気気泡発生器	100V 33W 50/60Hz 屋外用	◆JET (LA-40E)	日東工器株式会社 (日東工器) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	
2	その他の電気気泡発生器	100V 72W 50/60Hz 屋外用	◆JET (AK-80)	日東工器株式会社 (工進) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	○	○	○	

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈 別表第十		判定		
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (20)					雑音の強さ	技術基準	施行規則		
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示	イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 機械的強度				ヘ 感熱線の均一特性	ト 耐過速度性能
1	その他の採暖用電熱器具	100V 25W	Ⓟ (UP-203)	㈱カイトック (貝沼産業)	○	○	○	×	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	×	○
2	その他の採暖用電熱器具	100V 21W	Ⓟ S-JETマーク付 (PHK-545E)	アイリスオーヤマ㈱ (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○

品目番号 309

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定				
					1. 共 通 事 項										2. 個 別 事 項 (10)							別表第十						
					(1) 材 料	(2) 構 造	(3) 部 品 及 び 附 属 品	(4) 消 費 電 力 等 の 許 容 差	(5) 欠 番	(6) 電 圧 変 動 に よ る 運 転 性 能	(7) 二 重 絶 縁 構 造	(8) 始 動 特 性	(9) 漏 え い 電 流 測 定	(10) ブ ラ ウ ン 管 及 び そ の 附 属 品	(11) 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	(12) 表 示		イ 絶 縁 性 能	ロ 平 常 温 度 上 昇	ハ 機 械 的 強 度								
1	電気天火	100V 1200W	Ⓟ S-JETマーク付 (JOT-12A)	ハイアールジャパン セールス(株) (ハイアール) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	-	-	-	-	-	-	○	-	○	○

品目番号 310

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																			解釈		判定	
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (9)							別表第十			
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	雑音の強さ	技術基準	施行規則			
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇	機械的強度						
1	電気ジャー	100V 141W	Ⓟ (RR-035VKT2)	(株)柳澤製作所 (リンナイ)	○	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
2	電気ジャー	100V 130W	Ⓟ (PR-100J-1)	(株)パロマ	○	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	○	○	○			

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																解釈 別表第十		判定			
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (20)				雑音の強さ	技術基準	施行規則			
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ				ホ	ヘ	ト
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇				機械的強度	感熱線の均一特性	耐過速度性能
1	電気フライヤー	100V 900W 50/60Hz	Ⓟ (MKA-900)	三ツ谷電機(株) (輸入)	○	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	
2	電気フライヤー	100V 1000W 50Hz/60Hz	Ⓟ (CDF-100JBS)	(株)三栄コーポレーション (Cuisinart) (輸入)	○	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																		解釈		判定						
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (28)						別表第十								
					(1) 材 料	(2) 構 造	(3) 部 品 及 び 附 属 品	(4) 消 費 電 力 等 の 許 容 差	(5) 欠 番	(6) 電 圧 変 動 に よ る 運 転 性 能	(7) 二 重 絶 縁 構 造	(8) 始 動 特 性	(9) 漏 え い 電 流 測 定	(10) ブ ラ ウ ン 管 及 び そ の 附 属 品	(11) 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	(12) 表 示		イ 絶 縁 性 能	ロ 平 常 温 度 上 昇	ハ 機 械 的 強 度									雑 音 の 強 さ	技 術 基 準	施 行 規 則
1	電気はんだごて	100V 80W	Ⓟ (No. 337)	白光株 (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○		○	○	○								○		○	○
2	電気はんだごて	100V 30W	Ⓟ (KX-30)	太洋電機産業株	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○		○	○	○								○		○	○

品目番号 314

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定							
					1. 共通事項												2. 個別事項(25)					別表第十									
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示	イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇									雑音の強さ		技術基準
1	タオル蒸し器	100V 700W	Ⓟ (BEAUTY STEAMER)	日鉱工業(株)	○	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○		○	○	○	○							○		○	○

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈 別表第十		判定	
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (30)					雑音の強さ	技術基準		
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ	雑音の強さ			技術基準	施行規則
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇	異常温度上昇					
1	投込み湯沸器	100V 1000W	Ⓟ (TWSH-1110)	泉電熱(株)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	×	○	○	○	×	○		
2	投込み湯沸器	100V 900W	Ⓟ (SCH-900SC)	クマガイ電工(株)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	投込み湯沸器	100V 1000W	Ⓟ S-JETマーク付 (WPS-110)	(株)加島 (大阪魂) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
4	投込み湯沸器	100V 500W	Ⓟ S-JETマーク付 (YLB1104)	(株)八光電機	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○		
5	投込み湯沸器	100V 500W	Ⓟ (H-500S)	大栄電熱工業(株) (フジマック)	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○		

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																解釈 別表第十		判定							
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (33)				雑音の強さ	技術基準	施行規則							
					(1) 材 料	(2) 構 造	(3) 部 品 及 び 附 属 品	(4) 消 費 電 力 等 の 許 容 差	(5) 欠 番	(6) 電 圧 変 動 に よ る 運 転 性 能	(7) 二 重 絶 縁 構 造	(8) 始 動 特 性	(9) 漏 え い 電 流 測 定	(10) ブ ラ ウ ン 管 及 び そ の 附 属 品	(11) 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	(12) 表 示		イ 構 造	ロ 絶 縁 性 能	ハ 平 常 温 度 上 昇				ニ 異 常 温 度 上 昇	ホ 機 械 的 強 度	ヘ 感 熱 線 の 均 一 特 性	ト 耐 久 性			
1	電熱マット	表示なし	Ⓟ (雪国の春)	㈱雪国の春 (輸入)	○	×	-	※	-	○	-	-	○	-	-	×		○	○	○	○	○	-	-			○		×	×
2	電熱マット	表示なし	Ⓟ (TD-85S)	㈱北海道ゴム工業所	○	○	-	※	-	○	-	-	○	-	-	×		○	○	○	○	○	-	-			○		×	×

※ 消費電力の定格値が不明なため判定ができなかった。

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第十二： J60335-1 (H20)、J60335-2-43 (H20) 及びJ55014-1 (H20)																												判定	
					7	8	10	11	13	15	16	17	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	雑音の強さ	技術基準	施行規則					
					表示及び取扱説明書	充電部への可触に対する保護	入力及び電流	温度上昇	運転時の漏洩電流及び耐電性	耐湿性	漏洩電流及び耐電性	変圧器及び変圧器に接続した回路の過負荷保護	異常運転	安定性及び機械的危険	機械的強度	構造	内部配線	部品	電線接続及び外部可とうコード	外部電線用端子	アース接続	ねじ及び接続	沿面距離・空間距離及び通し絶縁距離	耐熱性、耐火性及び耐トラッキング性	耐腐食性	エックス線放射、毒性その他これに類する危険性								
2	電気乾燥器	100V 120W 50/60Hz	Ⓜ S-JQAマーク付 (TL120CSJ)	(株)ディンプレックス・ジャパン (Dimplex) (輸入)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	-	○	○	○	-	-			○	○		

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定			
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (23)					別表第十					
					(1) 材 料	(2) 構 造	(3) 部 品 及 び 附 属 品	(4) 消 費 電 力 等 の 許 容 差	(5) 欠 番	(6) 電 圧 変 動 に よ る 運 転 性 能	(7) 二 重 絶 縁 構 造	(8) 始 動 特 性	(9) 漏 え い 電 流 測 定	(10) ブ ラ ウ ン 管 及 び そ の 附 属 品	(11) 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	(12) 表 示	イ 構 造	ロ 絶 縁 性 能	ハ 平 常 温 度 上 昇	ニ 異 常 温 度 上 昇	ホ 機 械 的 強 度	ヘ 折 り 畳 み 性 能	ト 噴 霧 性 能			チ 圧 力 安 全 弁 の 動 作 性 能	リ 感 熱 線 の 均 一 性 特 性
1	電気温きゅう器	100V 10W 50/60Hz	Ⓟ (ストレスフ リー)	(株)ベステック	○	○	-	○	-	○	-	-	○	-	-	○	○	○	○	○	-	-	-	-	○	○	○

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																		解釈		判定				
					1. 共通事項												2. 個別事項(52)						別表第十						
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示	イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 消費電力の許容差	ヘ 冷媒漏えい	雑音の強さ	技術基準			施行規則		
2	電気製氷機	100V 50/60Hz 2.7A 195W	Ⓟ (ZB-02)	S I S(株) (輸入)	○	×	○	-	-	○	-	○	○	-	-	○		○	○	○	-	○	○			○		×	○

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																解釈 別表第十		判定					
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (51)				雑音の強さ	技術基準	施行規則					
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示	イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 消費電力の許容差				ホ 冷媒漏えい				
1	電気冷水機	100V 160/175W 50/60Hz	Ⓟ (SD-B185)	西山工業(株) (Panasonic)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○		○	○	○	○	○			○		○	○
2	電気冷水機	100V 176/190W 50/60Hz	Ⓟ (RW-143P-1形)	日立レフテクノ(株) (日立アプライアンス)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○		○	○	○	○	○			○		○	○

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈 別表第十		判定																
					1. 共通事項												2. 個別事項(79)					雑音の強さ	技術基準	施行規則																
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び 附属品	(4) 消費電力等の 許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動による 運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及び その附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示	イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇																					
1	電気捕虫機	100V 26W 50/60Hz ☐	Ⓟ (ECO-MC26W)	ロボテック大阪㈱ (輸入)	○	×	○	×	-	○	○	○	○	-	-	○		○	○	○																	○		×	○
2	電気捕虫機	100V 50/60Hz	(WJ-718)	ウイキャン㈱ (輸入)	○	×	○	※	-	○	-	○	○	-	-	×		○	○	○																		×	×	×

※ 定格消費電力の表示がないため、判定ができなかった。

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定	
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (70の3)					別表第十			
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	雑音の強さ	技術基準	施行規則			
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇						
1	タイムレコーダー	100V 17W 50/60Hz	 (TIMEBOY8*ラス)	ニッポ-株	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○			
2	タイムレコーダー	100V 8W 50/60Hz	 (QR-340)	セイコープレシジョン株 (SEIKO) (輸入)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○			

品目番号 324

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定	
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (70の3)					別表第十			
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	雑音の強さ	技術基準	施行規則			
					材 料	構 造	部 品 及 び 附 属 品	消 費 電 力 等 の 許 容 差	欠 番	電 圧 変 動 に よ る 運 転 性 能	二 重 絶 縁 構 造	始 動 特 性	漏 え い 電 流 測 定	ブ ラ ウ ン 管 及 び そ の 附 属 品	太 陽 電 池 モ ジ ュ ール	表 示	構 造	絶 縁 性 能	ハ 平 常 温 度 上 昇						
1	紙幣計数機	100V 45W 50-60Hz	 (DN-600)	(株)ダイト (輸入)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	-	○	○	○	○	○			

品目番号 325

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定						
					1. 共通事項												2. 個別事項(71)					別表第十								
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び附属品	(4) 消費電力等の許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動による運転性能	(7) 二重絶縁構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流測定	(10) ブラウン管及びその附属品	(11) 太陽電池モジュール	(12) 表示	イ 構造	ロ 絶縁性能	ハ 平常温度上昇	ニ 異常温度上昇	ホ 漏えい電波の電力密度	ヘ 定格高周波出力の許容差	ト 消費電力の許容差			チ 冷媒漏えい	リ 機械的強度	雑音の強さ	技術基準	施行規則
1	自動販売機	100V 18W 50/60Hz	 (K249-501)	協南精機(株)	○	×	-	×	-	○	-	○	○	-	-	×	○	○	○	-	-	-	-	-	-	-	-	×	×	○

品目番号 326

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定	
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (71の2)					別表第十			
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	雑音の強さ	技術基準	施行規則			
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇						
1	両替機	100V 15W 50/60Hz	 (BX-102)	株BOSTEC	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○			

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定	
					1. 共通事項												2. 個別事項(41)					別表第十			
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	雑音の強さ	技術基準	施行規則	
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇	機械的強度	経年劣化に係る注意喚起のための表示				
1	換気扇	100V 16/17W 50/60Hz	Ⓟ (YAK-15LF)	ユアサプライムス(株) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	
2	換気扇	100V 21.5/24.5W 50/60Hz	Ⓟ (EX-252LF)	三菱電機(株) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	
3	換気扇	100V 21/24W 50/60Hz	Ⓟ (NVF-20FS2)	ニチデン精機(株) (日本電興) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	
4	換気扇	100V 16/18W 50/60Hz	Ⓟ (YK-15)	ニチデン精機(株) (山善) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	
5	換気扇	100V 17/19.5W 50/60Hz	Ⓟ (FY-20TH1)	パナソニックエコシ ステムズ(株) (Panasonic) (輸入)	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	-	○	○	○	○	

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																解釈		判定									
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (46)				別表第十											
					(1) 材 料	(2) 構 造	(3) 部 品 及 び 附 属 品	(4) 消 費 電 力 等 の 許 容 差	(5) 欠 番	(6) 電 圧 変 動 に よ る 運 転 性 能	(7) 二 重 絶 縁 構 造	(8) 始 動 特 性	(9) 漏 え い 電 流 測 定	(10) ブ ラ ウ ン 管 及 び そ の 附 属 品	(11) 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	(12) 表 示		イ 構 造	ロ 絶 縁 性 能	ハ 平 常 温 度 上 昇	ニ 耐 過 速 度 性 能	ホ 機 械 的 強 度							雑 音 の 強 さ		技 術 基 準	施 行 規 則
1	電気黒板ふきク リーナー	100V 320W 50/60Hz	Ⓟ (EC-1)	㈱電興社 (ライオン事務器)	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○		○	○	○	○	-							○		○	○
2	電気黒板ふきク リーナー	100V 310W 50-60Hz	Ⓟ (KC-100B)	㈱電興社 (内田洋行)	○	○	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○		○	○	○	○	-							○		○	○

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																解釈 別表 第十		判定					
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (64)				雑音の強さ	技術基準	施行規則					
					(1) 材 料	(2) 構 造	(3) 部 品 及 び 附 属 品	(4) 消 費 電 力 等 の 許 容 差	(5) 欠 番	(6) 電 圧 変 動 に よ る 運 転 性 能	(7) 二 重 絶 縁 構 造	(8) 始 動 特 性	(9) 漏 え い 電 流 測 定	(10) ブ ラ ウ ン 管 及 び そ の 附 属 品	(11) 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	(12) 表 示	イ 構 造	ロ 絶 縁 性 能	ハ 平 常 温 度 上 昇	ニ 耐 過 速 度 性 能				ホ 機 械 的 強 度				
1	電気スクリュード ライバー	100V 25W 50/60Hz 20分定格	Ⓟ (WAC-01CZ)	㈱高儀 (輸入)	○	×	○	○	-	○	-	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	×	×	○
2	電気スクリュード ライバー	100V 75W 50/60Hz 30分定格 □	Ⓟ (AD-65)	㈱ナカトミ (輸入)	×	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○	×	×	○
3	電気スクリュード ライバー	100V 70W 50/60Hz □	Ⓟ (FDD-1000)	リョービ㈱ (輸入)	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4	電気スクリュード ライバー	100V 480W 50/60Hz □	Ⓟ (W5SA)	日立工機㈱ (日立)	○	○	○	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第十二： J60745-1 (H22)、J60745-2-4 (H22) 及びJ55014-1 (H20)																												判定	
					4	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31					
					一般要求事項	表示	充電部への近接に対する保護	始動	入力及び電流	温度上昇	漏洩電流	耐湿性	耐電圧	変圧器及び関連回路の過負荷保護	耐久性	異常運転	機械的危険	機械的強度	構造	内部配線	部品	電源接続及び外部可撓コード	外部導体用端子	接地接続	ねじ及び接続	沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離	耐熱性、耐火性及びトラッキング性	耐腐食性	放射線、毒性及び類似の危険源	雑音の強さ	技術基準	施行規則		
4	電気サnder	100V 80W ☐	Ⓟ (PSM80A)	ボッシュ(株) (輸入)	-	○	○	○	○	○	○	-	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○			

品目番号 332

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第十二： J60745-1 (H14)、J60745-2-4 (H14) 及びJ55014-1 (H14)																				判定			
					7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26			27	28
					表示	感電に対する保護	始動	入力及び電流	温度上昇	漏洩電流	無線及びテレビ妨害抑制	耐湿性	絶縁抵抗及び耐電圧	耐久性	異常運転	機械的危険	機械的強度	構造	内部配線	部品	電源接続並びに外部可撓ケーブル及びコード	外部電線用端子	アース接続	ねじ及び接続	沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離	耐熱性、耐火性及びトラッキング性	耐腐食性	雑音の強さ
5	電気サンダー	100V 190W 50-60Hz ☐	Ⓟ (M931)	(株)マキタ (輸入)	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

品目番号 333

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める解釈 別表第十二 J60745-1 (H22)、J60745-2-4 (H22) 及びJ55014-1 (H20)																										判定		
					8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	技術基準	施行規則				
					表示及び取扱説明書	感電に対する保護	始動	入力及び電流	温度上昇	漏えい電流	耐湿性	耐電圧	変圧器及び関連回路の過負荷保護	耐久性	異常運転	機械的危険	機械的強度	構造	内部配線	構成部品	電源接続及び外部可とうコード	外部導体用端子	接地接続	ねじ及び接続	沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離	耐熱性、耐火性及びトラッキング性	耐腐食性	雑音の強さ					
1	電気ポリッシャー	100V 60W 50/60Hz 30分 □	Ⓟ (P-59)	(株)プロスタッフ (輸入)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																			解釈		判定	
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (6 4)							別表第十			
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	雑音の強さ	技術基準	施行規則			
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇	耐過速度性能	機械的強度						
2	電気ポリッシャー	100V 910W 9.5A 50/60Hz ☐	Ⓟ (PE-2010)	リョービ(株) (輸入)	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
3	電気ポリッシャー	100V 30W 50/60Hz 30分 ☐	Ⓟ (EX-750)	(株)レミックス (輸入)	○	○	-	○	-	○	○	○	-	-	○		○	○	○	○	○	○	○	○			
4	電気ポリッシャー	100V 950W 50-60Hz 20分 ☐	Ⓟ (EP551)	(株)ワールドツール (輸入)	○	×	-	○	-	○	○	○	-	-	○		○	○	×	○	○	○	×	○			

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める解釈 別表第十二 J60745-1 (H22)、J60745-2-3 (H22) 及びJ55014-1 (H20)																										判定	
					8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	技術基準	施行規則			
					表示及び取扱説明書	感電に対する保護	始動	入力及び電流	温度上昇	漏えい電流	耐湿性	耐電圧	変圧器及び関連回路の過負荷保護	耐久性	異常運転	機械的危険	機械的強度	構造	内部配線	構成部品	電源接続及び外部可とうコード	外部導体用端子	接地接続	ねじ及び接続	沿面距離、空間距離及び通し絶縁距離	耐熱性、耐火性及びトラッキング性	耐腐食性	雑音の強さ				
5	電気ポリッシャー	100V 800W 50/60Hz 800- 2300RPM □	Ⓟ (ZC0002-1306)	(株)ゼウス (輸入)	×	○	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	-	○	○	○	○	○	○	○	○	×	○

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈 別表第十		判定	
					1. 共通事項												2. 個別事項(64)					雑音の強さ	技術基準		
					(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)	(9)	(10)	(11)	(12)	イ	ロ	ハ	ニ	ホ				
					材料	構造	部品及び附属品	消費電力等の許容差	欠番	電圧変動による運転性能	二重絶縁構造	始動特性	漏えい電流測定	ブラウン管及びその附属品	太陽電池モジュール	表示	構造	絶縁性能	平常温度上昇	耐過速度性能	機械的強度				
1	電気金切り盤	100V 435W 50/60Hz □	Ⓟ (SSC165N)	サンコーミタチ(株)	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
2	電気金切り盤	100V 800W 50/60Hz 30分 □	Ⓟ (MTC-190)	(株)新興製作所 (輸入)	○	○	-	○	-	×	○	○	○	-	-	○	○	○	×	○	○	○	×	○	
3	電気金切り盤	100V 900W 50/60Hz 30分 □	Ⓟ (CS-110T)	(株)高儀 (アースマン) (輸入)	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	電気金切り盤	100V 650W 50-60Hz 30分 □	Ⓟ (TMH-160)	(株)三共コーポレー ション (輸入)	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	×	×	○	
5	電気金切り盤	100V 600W 50/60Hz 30分 □	Ⓟ (HSC-160TB)	(株)ミットモ製作所 (輸入)	○	○	-	○	-	○	○	○	○	-	-	○	○	○	○	○	○	×	×	○	

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定						
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (9 1)					別表第十								
					(1) 材 料	(2) 構 造	(3) 部 品 及 び 附 属 品	(4) 消 費 電 力 等 の 許 容 差	(5) 欠 番	(6) 電 圧 変 動 に よ る 運 転 性 能	(7) 二 重 絶 縁 構 造	(8) 始 動 特 性	(9) 漏 え い 電 流 測 定	(10) ブ ラ ウ ン 管 及 び そ の 附 属 品	(11) 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	(12) 表 示		イ 材 料	ロ 構 造	ハ 絶 縁 性 能	ニ 平 常 温 度 上 昇	ホ 異 常 温 度 上 昇	ヘ 機 械 的 強 度	ト 蓄 積 電 力 量 の 許 容 差			雑 音 の 強 さ		技 術 基 準	施 行 規 則
1	エレクトロニック フラッシュ	100V 300Ws 50/60Hz	Ⓟ (TW-03FⅢ)	コメット㈱ (COMET)	○	×	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○		○	○	○	○	-	-	○			○		×	○
2	エレクトロニック フラッシュ	100V 306Ws 50/60Hz	Ⓟ (MONO300N)	プロテックス㈱ (PROPET)	○	○	-	○	-	○	-	○	○	-	-	○		○	○	○	○	-	-	○			×		×	○

検査試料番号	電気用品名	定格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																解釈 別表第十		判定										
					1. 共通事項												2. 個別事項(94の5)				雑音の強さ	技術基準	施行規則										
					(1) 材料	(2) 構造	(3) 部品及び 附属品	(4) 消費電力等 の許容差	(5) 欠番	(6) 電圧変動に よる運転性能	(7) 二重絶縁 構造	(8) 始動特性	(9) 漏えい電流 測定	(10) ブラウン管 及びその 附属品	(11) 太陽電池 モジュール	(12) 表示	イ 絶縁性能	ロ 平常温度 上昇	ハ 機械的強 度														
1	消磁器	100V 15W 50/60Hz	Ⓟ (RD-3)	(株)ティーディーワイ 前橋	○	○	○	○	-	○	-	-	○	-	-	○		○	○	○								○		○	○		
2	消磁器	なし	なし (RMK-01)	無届け (東洋磁気工業)	×	×	×	※1	-	○	-	-	○	-	-	×		○	※2	○											○	×	×

※1 定格消費電力の表示が無いため、許容差の判定ができなかった。
 ※2 平常温度上昇試験において、自動復帰形の過負荷保護装置が動作したため、判定ができなかった。

品目番号 339

検査試料番号	電気用品名	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈 別表第八																	解釈		判定								
					1. 共 通 事 項												2. 個 別 事 項 (1 0 1)					別表第十										
					(1) 材 料	(2) 構 造	(3) 部 品 及 び 附 属 品	(4) 消 費 電 力 等 の 許 容 差	(5) 欠 番	(6) 電 圧 変 動 に よ る 運 転 性 能	(7) 二 重 絶 縁 構 造	(8) 始 動 特 性	(9) 漏 え い 電 流 測 定	(10) ブ ラ ウ ン 管 及 び そ の 附 属 品	(11) 太 陽 電 池 モ ジ ュ ー ル	(12) 表 示		イ 構 造	ロ 絶 縁 性 能	ハ 平 常 温 度 上 昇							雑 音 の 強 さ		技 術 基 準	施 行 規 則		
1	電気さく用電源装置	100V 50/60Hz 出力460mA	Ⓟ (AC-1000)	株末松電子製作所	○	○	○	-	-	○	-	-	○	-	-	○		○	○	○									○		○	○

3. 6 技術基準不適合電気用品の概要

3. 6 技術基準不適合電気用品の概要

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
家庭用温熱治療器 品目番号302 試料番号1	100V 80W 50/60Hz	◆COSMOS (S-501)	㈱クロシオインター ナショナル (輸入)	1. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八1(2)マ ヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りではない。	1
				2. 異常温度上昇試験において、各1個取り付けられている温度ヒューズ、自動温度調節器等の接点(半導体素子)及び温度過昇防止装置(サーモスタット)を短絡し、三つ折りにした試験品に、厚さ5cmの綿布団を全面に覆い、定格電圧を連続して加えた時、発熱部の温度が190℃を超えた。(周囲温度31.5℃)	別表第八2(23)ニ(ハ) (イ)及び(ハ)に掲げるもの以外のものにあつては、次のaからfまでに掲げる試験条件において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を各部の温度上昇がほぼ一定となるまで(温度ヒューズ又は温度過昇防止装置として使用する自動スイッチが動作したときは、その時まで)連続して加え、この間において熱電温度計法により測定した発熱部の温度は、130℃(基準周囲温度は、30℃とする。)以下であり、かつ、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は、0.1MΩ以上であること。 (以下省略)	2
家庭用温熱治療器 品目番号302 試料番号2	100V 25W 50Hz/60Hz	◆COSMOS (ボディドクター FT)	ファミリー・サービ ス・エイコー(株)	耐熱性試験において、機器用インレットの充電部保持部にボールプレッシャー試験(125℃)を行ったとき、へこんだ穴の直径が5.0mmであった。	J60335-1(H20)30.1 接続部を含む充電部を保持する絶縁物は、十分な耐熱性を有していなければならない。 ボールプレッシャー試験をすることによって適否を判定する。 最高温度上昇値に40℃±2℃を加えた温度(充電部保持部については少なくとも125℃±2℃)で試験を行い、へこんだ穴の直径は、2mm以下でなければならない。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気ポンプ 品目番号304 試料番号4	100V 420W 50Hz	◆JET (RMX-4000)	リョービ(株) (輸入)	1. 構造試験において、通常の使用状態(平常温度上昇試験:100V50Hz)でポンプモーターに内蔵された過負荷保護装置が動作した。	別表第八1(2)イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。 (解説2.(6)) 平常温度上昇試験において過負荷保護装置、温度過昇防止装置等が動作する場合にあっては、「動作が円滑」とはみなさない。	1
				2. 構造試験において、器体内部のアース用口出し線(電源電線の1線)にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二)a アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。	2
電気ポンプ 品目番号304 試料番号5	100V 210/250W 50/60Hz	◆TUV (PSP-70NS)	(株)ナカトミ (輸入)	1. 構造試験において、126.2℃になる巻線の表面に使用温度の上限値が75℃の耐熱塩化ビニル被覆の口出し線が触れていた。	別表第八1(1)ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1(1)ロ(イ)から(ト)に適合すること。 -別表第四1(1)ロ(ハ)(抜粋)- 次のいずれかに適合するものが使用されている場合、「温度に十分耐え」るものとみなす。 (抜粋) 別表第十一第1章の表に掲げる絶縁物であって、その使用温度の限度値に補正値を加えた値の状態で使用される場合。 電気ポンプ:電気用品の階級1 使用温度の補正値:0℃ 使用温度の上限値:75℃(耐熱ビニル) 基準周囲温度:20℃	1
				2. 構造試験において、本体内部のアース線にアース表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二)a アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。	2

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気ポンプ 品目番号304 試料番号5	100V 210/250W 50/60Hz	TUV (PSP-70NS)	株ナカトミ (輸入)	3. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力210/250Wに対して、測定値が171.9/195.8W(電源周波数50/60Hz、偏差:-18.2/-21.7%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) 定格消費電力を表示しなければならないもの あつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100を超え1000W以下のもの あつては、許容差±15%以内であること。	3
				4. 平常温度上昇試験(100V、50Hz、連続運転)において、電動機巻線の温度が126.2℃(水温25.0℃)であった。 ただし、F種絶縁以上の場合はこの限りでない。	別表第八2(49)ハ 通常の使用状態において最大の負荷を負荷した状態において、定格周波数に等しい周波数の定格電圧に等しい電圧を試験品に加えて連続して運転し、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の巻線の温度は、次の値以下であること。 -巻線- ・A種絶縁:100℃以下 ・E種絶縁:115℃以下 ・B種絶縁:120℃以下 ・F種絶縁:140℃以下 ・H種絶縁:165℃以下	4
その他の採暖用電 熱器具 品目番号308 試料番号1	100V 25W	PS (UP-203)	株カイトック (貝沼産業)	消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力25Wに対して、測定値が30.2W(偏差値:+20.8%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) 定格消費電力を表示しなければならないもの あつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 電熱器具であつて、定格消費電力が20Wを超え100W以下のものの許容差は±15%以内であること。	1
投込み湯沸器 品目番号315 試料番号1	100V 1000W	PS (TWSH-1110)	泉電熱(株)	絶縁性能試験において、器体を清水中に3分間浸した後の絶縁抵抗が0MΩであった。	別表第八2(30)ロ 附表第三5(3)の試験を行ったとき、これに適合すること。 (附表第三5(3)の抜粋) 2に規定する試験の後において、器体を清水中に3分間浸し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と清水との間の絶縁抵抗は0.3MΩ以上であり、かつ、この試験後に器体を乾燥し、500ボルト絶縁抵抗計により測定した充電部と器体の表面との間の絶縁抵抗は1MΩ以上であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電熱マット 品目番号316 試料番号1	表示なし	Ⓔ (雪国の春)	㈱雪国の春 (輸入)	1. 構造試験において、電源入力コネクタ及び電源出力コネクタに適切な表示がなく、誤接続のおそれがあった。	別表第八1(2)イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組み立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。	1
				2. 構造試験において、送り配線が可能であるが、最大接続枚数や最大容量等の表示がなかった。	別表第八1(2)イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。	2
				3. 表示において、表示すべき事項である定格電圧、定格消費電力、屋外用の旨の表示がなかった。	別表第八1(12) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	3
電熱マット 品目番号316 試料番号2	表示なし	Ⓔ (TD-85S)	㈱北海道ゴム工業所	表示において、表示すべき事項である定格電圧、定格消費電力、屋外用の旨の表示がなかった。	別表第八1(12) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	1
電気乾燥器 品目番号317 試料番号1	100V 90W 50/60Hz	Ⓔ (FH-1123)	フカダック㈱ (輸入)	1. 構造試験において、本体内部のアース線にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(二) a アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。	1
				2. 構造試験において、アース用端子ねじの呼び径が3mmであった。	別表第八1(2)ツ(ホ) b 端子ねじの呼び径は、4mm(溝付六角頭ねじ、大頭丸平小ねじ及び押し締めねじ形のもの)にあっては、3.5mm)以上であること。定格電流が15A以下の機器の内部に使用する端子ねじの呼び径は、3.5mm以上とすることができる。	2
電気乾燥器 品目番号317 試料番号3	100V 180W 50/60Hz	Ⓔ (KHN22-7379)	コーナン商事㈱ (輸入)	1. 本体の表示に有害な水の浸入に対する度合いの表示(IP番号)がなかった。	J60335-1(H14)7.1 機器には、次の表示を行わなければならない： 一水の浸入に対する保護の度合いに応じたIPコード。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気乾燥器 品目番号317 試料番号3	100V 180W 50/60Hz	Ⓟ (KHN22-7379)	コーナン商事(株) (輸入)	<p>2. 平常温度上昇試験において、次の箇所の絶縁物が温度限度（使用温度の上限値）を超えていた。</p> <p>① 内部配線黒（塩化ビニル）：118.5℃ ② 内部配線白（塩化ビニル）：88.5℃ ③ コネクタ（ポリアミド）：119.5℃ ④ コネクタ（ポリアミド）：127.5℃</p> <p>ただし、別表第十一第1章に掲げている絶縁物が、同表のその2の温度限度以下で使用されている場合であって、別表第十一第2章（絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法）による熱劣化推定温度を客観的に確認したものは、この限りでない。</p>	<p>J60335-1(H14)11.8 試験中、温度上昇は継続的に監視し、表3に規定する値を超えてはならない。 (表3の抜粋)</p> <p>・内部配線が塩化ビニル絶縁ⁱ：50K ・配線及び巻線以外の絶縁物：熱可塑性^f 注 j) この限度値は当該するIEC規格に適合するコード及び配線に適用する。その他の場合、別表第四1(1)ロに適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 注 f) 別表第四1(1)ロに適合するものは、温度上昇値を満たすものとみなす。 一別表第四1(1)ロ(ハ)（抜粋）－ 別表第十一第1章の表に掲げる絶縁物であって、その使用温度の限度値に補正値を加えた値の状態で使用される場合。 使用温度の上限値（塩化ビニル）：76℃ 使用温度の上限値（ポリアミド）：106℃ なお、上記の値は、使用温度の上限値に補正値の階級3の16℃を加えたものである。</p>	2
電気乾燥器 品目番号317 試料番号4	100V 0.3W/H~ 最大13W/H 50/60Hz	Ⓟ (NT-33-M II WH)	トーリ・ハン(株) (輸入)	<p>1. 構造試験において、電源基板上の印刷配線間の空間距離が次のとおりであった。</p> <p>イ. AC100V充電部相互間：2.3mm ロ. AC100V充電部－整流後回路間：0.8mm ハ. AC100V充電部－整流後回路間：1.5mm ニ. 電流ヒューズの開路時異極回路間：1.3mm ホ. AC100V充電部－整流後回路間：1.5mm</p>	<p>別表第八1(2)ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（その他の箇所、100V）であること。</p>	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気乾燥器 品目番号317 試料番号4	100V 0.3W/H~ 最大13W/H 50/60Hz	Ⓟ (NT-33-M II WH)	トーリ・ハン(株) (輸入)	2. 構造試験において、定格消費電力の表示がWでされていないかった。	別表第八1(12)附表第六 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。	2
電気製氷機 品目番号319 試料番号1	100V 50/60Hz 110W	Ⓟ (VS-ICE02)	(株)ベルソス (輸入)	1. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、接地線が緑と黄色とで配色した被覆でなかった。	J60335-1(H20)25.10 クラス0I機器の接地線を附属する場合、接地端子に接続する電線は、緑と黄色とで配色した被覆をもっていなければならない。	1
				2. ねじ及び接続において、接地導通のための接続に用いているセルフタッピングねじに緩み止めが無く、かつ、セルフタッピングねじ1個で止められていた。	J60335-1(H20)28.4 機器の異なった部分相互間の機械的接続に用いるねじ及びナットは、電気的接続又は接地導通を行う接続部としても用いる場合、それらに緩み止めを施さなければならない。接続に複数のねじを用いる場合又は別個に接地回路がある場合、この要求事項は接地回路のねじには適用しない。	2
電気製氷機 品目番号319 試料番号2	100V 50/60Hz 2.7A 195W	Ⓟ (ZB-02)	S I S(株) (輸入)	1. 構造試験において、電源基板上の印刷配線間の空間距離が次のとおりであった。 イ. 開路時に異極充電部相互間となる電流ヒューズの印刷配線間が2.2mmであった。 ロ. 開路時に異極充電部相互間となる電磁リレーの印刷配線間が1.2mmであった。	別表第八1(2)ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。	1
				2. 構造試験において、アース機構を設けていなかった。なお、電源プラグよりアース線を引き出していたが、この構造は据置形以外の電動工具等のみに認められているものである。	別表第八2(52)イ(二) アース機構を設けてあること。ただし、器体の外部に金属が露出しないもの及び二重絶縁構造のもの、この限りでない。	2

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気製氷機 品目番号319 試料番号2	100V 50/60Hz 2.7A 195W	Ⓟ (ZB-02)	S I S(株) (輸入)	3. 構造試験において、金属製の水位センサー（電極）がアース機構に接続されていなかった。なお、水位センサー（電極）と導電的に接続されているプリント基板の2次側開路と1次側回路（100V）との空間距離が3.6mmであり、強化絶縁の距離が確保されていなかった。	別表第八1(2)ツ(ロ) アース機構は、人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。ただし、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されている部分又はアース機構に接続された金属の外側の部分にあつては、この限りでない。	3
電気捕虫機 品目番号321 試料番号1	100V 26W 50/60Hz □	Ⓟ (ECO-MC26W)	ロボテック大阪(株) (輸入)	1. 構造試験において、プリント基板上（印刷配線間）の異極充電部相互間（100V）の空間距離（最小値）が次のとおりであった。 イ. AC100V充電部相互間：1.3mm ロ. AC100V充電部—整流後回路間：1.1mm	別表第八1(2)ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、1.5mm以上（じんあいが侵入しがたい箇所、100V）であること。	1
				2. 構造試験において、プリント基板上（半田付け部間）の異極充電部相互間（100V）の空間距離（最小値）が1.4mmであった。	別表第八1(2)ト 極性が異なる充電部間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（その他の箇所、100V）であること。	2
				3. 構造試験において、安定器口出し線を通して安定器の金属貫通孔が鋭利であるため、電線の被覆が損傷した。	別表第八1(2)又(ハ) 被覆を有する電線を固定する場合、貫通孔を通す場合又は2Nの力を電線に加えたときに他の部分に接触する場合は、被覆を損傷しないようにすること。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあつては、この限りでない。	3
				4. 構造試験において、放電ランプの近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類が表示されていなかった。	別表第八1(2)ラ(ロ) 電球又は放電管の取換え又は清掃のために開閉する部分の締付けは、容易に、確実に、かつ、安全にできること。 (解説37) 照明用の電球、放電管等の近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類及び定格電圧（放電ランプを除く。）の表示を付してあるものは、「取換え」が確実にできるものとみなす。	4

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気捕虫機 品目番号321 試料番号1	100V 26W 50/60Hz □	Ⓟ (ECO-MC26W)	ロボテック大阪(株) (輸入)	5. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力26Wに対して、測定値が17.51/15.99W(電源周波数50/60Hz、偏差値:-32.65/-38.50%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が10Wを超え30W以下のものの許容差は±25%以内であること。	—
電気捕虫機 品目番号321 試料番号2	100V 50/60Hz	(WJ-718)	ウィキャン(株) (輸入)	1. 構造試験において、プリント基板上(印刷配線間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が1.0mmであった。	別表第八1(2)ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが入りやすい箇所、100V)であること。	1
				2. 構造試験において、プリント基板上(半田付け部間)の異極充電部相互間(100V)の空間距離(最小値)が1.1mmであった。	別表第八1(2)ト 極性が異なる充電部間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。	2
				3. 表示において、技術基準に基づく表示(定格電圧、定格消費電力及び定格周波数)がなかった。	別表第八1(12) 附表第六に規定する表示の方法により表示すること。	3
				4. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が75.7/74.5dB(測定周波数526.5/526.5kHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十 第5章2.2(1) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。	4

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
紙幣計数機 品目番号324 試料番号2	100V 1.8A 50/60Hz	 (KOA75)	コーア(株)	充電部へのアクセスにおいて、紙詰まり等の解除のために開放する背面扉を開け、開口部から試験指を挿入したとき、危険電圧から機能絶縁で絶縁された抵抗表面に接触した。	J60950(H19)2.1.1 充電部分へのアクセス 機器は、操作者アクセスエリアにおいて、下記の部分への接触を防ぐために十分な保護をするような構造となっていないなければならない： － ELV回路の裸の部分；及び － 危険電圧が加わる裸の部分；及び － ELV回路の部品又は配線の機能絶縁又は基礎絶縁の部分若しくは電線、ただし2.1.1.3で認められるものを除く；及び － 危険電圧が加わる、機能絶縁又は基礎絶縁された部分 適否は次の全てによって判定する： a) 目視検査；及び b) 図2Aのテストフィンガを用いた試験。ヒューズホルダを含む操作者が着脱できる部分を取り外し、操作者が開けることができるドア及びカバーを開けて、エンクロージャの開口に対してこのテストフィンガを当てたとき、上記部分にテストフィンガが接触してはならない。	1
自動販売機 品目番号325 試料番号1	100V 18W 50/60Hz	 (K249-501)	協南精機(株)	1. 構造試験において、プリント基板（印刷配線）の100V異極充電部相互間（電流ヒューズF1）の空間距離が2.1mmであった。	別表第八1（2）ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（その他の箇所、100V）であること。	1
				2. 消費電力の許容差試験において、表示された定格消費電力18Wに対して、運転（販売）時の測定値が6.24/6.26W（定格周波数50/60Hz、偏差値：-65.3/-65.2%）であった。	別表第八1（4）イ 自動販売機等で、機能上不確定に電力を消費するものにあつては、消費電力等の定格に対する許容差が定格値の±30%以内であること。この場合において、消費電力等は平常温度試験中の30分間における消費電力量から算出するものとする。	2

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
自動販売機 品目番号325 試料番号1	100V 18W 50/60Hz	Ⓟ (K249-501)	協南精機(株)	3. 表示において、表示すべき事項である「屋内用」の表示が銘板等になかった。	別表第八1(12) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (別表第六) (省略) 6 屋内用のものにあつては、その旨 (省略)	3
				4. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が60.4/60.4dB(測定周波数541/543kHz、電源周波数50/60Hz)であった。	別表第十 第5章2.2(1) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつては56dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあつては60dB以下であること。	4
理髪いす 品目番号327 試料番号1	100V 160W 50-60Hz	Ⓟ (LEON)	(株)ビューティガレージ (輸入)	1. 材料試験において、アース端子(外部)の材料が鉄製であった。	別表第八1(1)リ アース用端子の材料は十分な機械的強度を有するさび難いものであること。 (解説) 銅、銅合金及びステンレス鋼は、「十分な機械的強度を有するさび難いもの」とみなす。	1
				2. 構造試験において、ヒューズ基板上の異極充電部相互間の空間距離が次のとおりであった。 イ. ヒューズ(FU2)の半田付け部とパターン間: 1.0mm ロ. ヒューズ(FU2)のパターンとパターン間: 1.0mm ハ. ヒューズ(FU2)とコンデンサーとの間: 0.8mm	別表第八1(2)ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、1.5mm以上(じんあいが侵入し難い箇所、100V)であること。	2

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
理髪いす 品目番号 3 2 7 試料番号 1	100V 160W 50-60Hz	 (LEON)	株ビューティガレージ (輸入)	<p>3. 構造試験において、アース機構（外部アース端子）と人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続されていなかった。アース端子と人が触れるおそれのある金属部（いす取り付け金具及び背もたれ取り付け金具）との間に15Aを連続して通電した結果、この間の電圧降下が次のとおりであった。</p> <p>イ. アース機構－いす取り付け金具間： 1. 95V</p> <p>ロ. アース機構－背もたれ取り付け金具： 1. 635V</p>	<p>別表第八1(2)ツ(ロ)</p> <p>アース機構は、人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。</p> <p>(抜粋)</p> <p>「電氣的に完全に接続」とは、人が触れるおそれのある金属部とアース用端子との間に15Aを連続して通電し、各部に異常な発熱がなく、かつ、その部分間における電圧降下が1.5V以下であること。</p>	3
				<p>4. 構造試験において、人が触れるおそれのあるリード線（フットスイッチ部の内部接続用）が二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。</p>	<p>別表第八1(2)ツ(ロ)</p> <p>アース機構は、人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続してあり、かつ、容易に緩まないように堅固に取り付けてあること。ただし、二重絶縁若しくは強化絶縁により充電部から絶縁されている部分又はアース機構に接続された金属の外側の部分にあっては、この限りでない。</p>	4
				<p>5. 構造試験において、アース線接続用端子で、アース用口出し線と内部アース渡り線と一緒に接続されているため、アース用口出し線を取り付け、取り外したとき内部アース渡り線が脱落した。</p>	<p>別表第八1(2)ツ(ホ)○</p> <p>アース用端子は、次に適合すること。</p> <p>(抜粋)</p> <p>アース線以外のものの取り付けに兼用しないこと。ただし、危険が生ずるおそれのない場合にあっては、この限りでない。</p>	5
				<p>6. 構造試験において、電源電線接続用端子で、電源電線と内部リード線と一緒に接続されているため、電源電線を取り付け、取り外したとき内部リード線が脱落した。</p>	<p>別表第八1(2)ノ(ハ)</p> <p>電源電線の取付け端子のねじは、電源電線以外のものの取付けに兼用しないこと。ただし、電源電線を取り付け、又は取りはずした場合において、電源電線以外のものが脱落するおそれのないものにあっては、この限りでない。</p>	6

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
理髪いす 品目番号 3 2 7 試料番号 1	100V 160W 50-60Hz	Ⓟ (LEON)	株ビューティガレー ジ (輸入)	7. 部品において、機器に流れる最大電流が16.5A(ACアウトレット14.5A+2A)であるにもかかわらず断面積が1.25mm ² (1.2Aまで)の電源電線及び125V12Aの電源プラグを使用していた。	別表第八1(3)イ 部品または付属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。	7
				8. 消費電力の許容差試験(60Hz, 100V)において、通常の使用状態(積載重量65kg)で実測値が192Wであり、定格消費電力160Wに対する偏差が+20%であった。	別表第八1(4)ハ(イ) 定格消費電力を表示しなければならないものにあつては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超え1,000W以下のものの許容差は±15%以内であること。	8
電気床磨き機 品目番号 3 3 0 試料番号 1	100V 50/60Hz 300W	Ⓟ (CMP-80.81S)	アマノ武蔵電機株	構造試験において、器具間電線(本体とスイッチBOX側との接続用電線)を機体(本体側)の内側に向かって、器具間電線の機体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、内部端子の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けられた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあつては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあつては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、フッシングが外れるおそれのないこと。	1
電気スクリュード ライバー 品目番号 3 3 1 試料番号 1	100V 25W 50/60Hz 20分定格	Ⓟ (WAC-01CZ)	株高儀 (輸入)	1. 構造試験において、回転方向切替スイッチ部の100V異極充電部相互間の空間距離が次のとおりであった。 イ. スイッチ底面の端子間: 2.0mm ロ. スイッチの金属ケースを介した端子間: 1.7mm(0.8mm+0.9mm)	別表第八1(2)ト 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。	1
				2. 構造試験において、電動機の回転子巻線(充電部)と回転子鉄心及びシャフト(アースに接続)との間の空間距離が1.3mm及び1.7mmであった。	別表第八1(2)ト 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.0mm以上(その他の箇所、100V)であること。	2

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気スクリュード ライバー 品目番号331 試料番号1	100V 25W 50/60Hz 20分定格	㊦ (WAC-01CZ)	株高儀 (輸入)	3. 構造試験において、電動機の金属ケース（アースに接続）とブラシ用スプリング金具（充電部）との空間距離が最少0.9mであった。	別表第八1(2)ト 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.0mm以上（その他の箇所、100V）であること。	3
				4. 雑音の強さ（雑音電力）において、周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で最大値が79.9dB（測定周波数40.18MHz）であった。	別表第十 第5章2.1 雑音電力（電動工具以外のもの）は、周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で55dB以下であること。	4
				5. 雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が5MHzを超え30MHz以下の範囲で最大値が76.4/75.9dB（測定周波数8.988MHz、電源周波数50/60Hz、逆転運転時）であった。	別表第十 第5章2.2(1) 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあっては59dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあっては64dB以下であること。	4
電気スクリュード ライバー 品目番号331 試料番号2	100V 75W 50/60Hz 30分定格 □	㊦ (AD-65)	株ナカトミ (輸入)	1. 材料試験において、外郭（熱可塑性樹脂）に対するボールプレッシャー試験（温度99.0℃）を行ったところ、へこんだ穴の直径が3.1mmであった。	別表第八1(1)イ 機体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三2(1)ロ(二) a又はbに適合することをいう。 －別表第三2(1)ロ(二) a又はb（抜粋）－ 試験片を絶縁物の温度上昇に40℃を加えた温度の恒温槽内に入れ、その上に直径5mmの鋼球を用いて20Nの静荷重を1時間加えた後、へこんだ穴の直径が2mm以下であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気スクリュード ライバー 品目番号331 試料番号2	100V 75W 50/60Hz 30分定格 ☐	Ⓟ (AD-65)	株ナカトミ (輸入)	2. 平常温度上昇試験において、熱電温度計法で測定した電動機の温度が129.5/124.5℃(50/60Hz、周囲温度29.5/30.5℃)であった。ただし、電動機の巻線がF種絶縁以上の場合、この限りでない。	別表第八2(64)ハ(イ) (抜粋) 表示された全負荷電流に等しい電流を負荷した状態において、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の各部の温度は次の値以下であること。 －巻線－ ・A種絶縁のもの：100℃ ・E種絶縁のもの：115℃ ・B種絶縁のもの：120℃ ・F種絶縁のもの：140℃	2
				3. 平常温度上昇試験において、使用中に人が容易に触れるおそれのある外郭(合成樹脂製)の温度が88.5℃(50Hz、周囲温度29.5℃)であった。	別表第八2(64)ハ(イ) (抜粋) 表示された全負荷電流に等しい電流を負荷した状態において、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の各部の温度は次の値以下であること。 －使用中に人が容易に触れるおそれのある外かく－ ・その他のもの 80℃	3
				4. 雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数が5MHzを超え30MHz以下の範囲で最大値が69.8/70.0dB(測定周波数26.17MHz、電源周波数50/60Hz、逆転運転時)であった。	別表第十 第5章2.2(1) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあっては59dB以下、5MHzを超え30MHz以下の範囲にあっては64dB以下であること。	4
電気スクリュード ライバー 品目番号331 試料番号5	100V 90W ☐	Ⓟ (KRX1)	ポップリベット・ファスナー(株) (ブラックアンドデッカー) (輸入)	電源接続及び外部可撓コードにおいて、コードの折り曲げ試験を行った結果、各導体の断線率が100%であった。	J60745-1(H22)24.12 電動工具の質量に等しいおもりをコードに取り付け、90°の角度(垂直に各45°)を左右に1分間に60回の割合で可動版を動かす。1000回の曲げ後、試料をコードガードの中心線を軸にして90°回して方向を変える。各導体は10%を超えるより線の断線がないこと。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気ポリッシャー 品目番号333 試料番号1	100V 60W 50/60Hz 30分 ☐	Ⓟ (P-59)	(株)プロスタッフ (輸入)	1. 表示において、表示すべき製造業者の住所 又は原産国が表示されていなかった。	J60745-1(H22)8.1 電動工具には、次の表示を行う。 - 製造業者の住所又は原産国	1
				2. 表示において、製品内部の機能接地に保護 接地の記号が使用されていた。	J60745-1(H22)8.6 単位又は技術データに記号を用いる場合は、次 による： 保護接地：保護接地記号	2
				3. 取扱説明書及び一般安全説明書において、 一般安全説明書が供給されていなかった。	J60745-1(H22)8.12 取扱説明書及び一般安全説明書は電動工具と ともに供給されなければならない	3
電気ポリッシャー 品目番号333 試料番号4	100V 950W 50-60Hz 20分 ☐	Ⓟ (EP551)	(株)ワールドツール (輸入)	1. 構造試験において、通常の使用状態(平常 温度上昇試験：100V、50/60Hz)で過負荷保護装置が動作した。	別表第八1(2)イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好 で、かつ、動作が円滑であること。 (解説2.(6)) 平常温度上昇試験において過負荷保護装置、温度 過昇防止装置等が動作する場合にあっては、「動 作が円滑」とはみなさない。	1
				2. 構造試験において、通常の使用状態(平常 温度上昇試験：100V、50/60Hz)で過負荷保護装置が動作して停止した のち、過負荷保護装置が自動復帰したた め、予期しない可動部の動作があった。	別表第八1(2)ナ 通常の使用状態において、人が触れるおそれのある可動部分は、容易に触れるおそれがないよう に適当な保護わく又は保護網を取り付けてあるこ と。ただし、機能上可動部分を露出して使用す ることがやむをえないものの可動部分及び可動部分 に触れたときに感電、傷害等の危険が生ずるおそれのないものを除く。 (解説34.(3)) 機器に組み込まれた自動復帰形温度過昇防止装置 又は自動復帰形過負荷保護装置が復帰する等の予 期しない閉路により可動部が動作し、危険が生ず るものには、「傷害等の危険が生ずるおそれのないもの」とはみなさない。	2

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気ポリッシャー 品目番号 3 3 3 試料番号 4	100V 950W 50-60Hz 20分 □	Ⓟ (EP551)	(株)ワールドツール (輸入)	3. 平常温度上昇試験において、各部の温度が次のとおりであった。 イ. モーター巻線の温度が152.6℃であった。ただし、H種絶縁以上の場合はこの限りではない。 ロ. 使用中に人が容易に触れるおそれのある外郭(合成樹脂製)の温度が92.0℃であった。	別表第八2(64)ハ(イ) (抜粋) 表示された全負荷電流に等しい電流を負荷した状態において、各部の温度上昇がほぼ一定となった時の各部の温度は次の値以下であること。 －巻線－ ・A種絶縁のもの：100℃ ・E種絶縁のもの：115℃ ・B種絶縁のもの：120℃ ・F種絶縁のもの：140℃ ・H種絶縁のもの：165℃ －使用中に人が容易に触れるおそれのある外かく－ ・その他のもの：80℃	3
電気ポリッシャー 品目番号 3 3 3 試料番号 5	100V 800W 50/60Hz □	Ⓟ (ZC0002-1306)	(株)ゼウス (輸入)	1. 表示において、表示すべき製造業者の住所又は原産国が表示されていなかった。	J60745-1(H22)8.1 電動工具には、次の表示を行う。 －製造業者の住所又は原産国	1
				2. 表示において、次の項目が記載されていない。 1. 各速度設定値に対する定格速度 2. 定格ホイール径 3. スピンドルねじのサイズ 4. “ 警告 常に目の保護具を着用すること”又はISO7010の標識M004	J60745-2-3(H22)8.1 電動工具には、次の事項も表示しなければならない。 －毎分の回転数で表した定格速度。複数の定格速度で動作できるように設計した電動工具には、各速度設定値に対する定格速度 －定格ホイール径、ミリメートル(mm) －ねじ付きスピンドルを備えた電動工具には、スピンドルねじのサイズ －“ 警告 常に目の保護具を着用すること”又はISO7010の標識M004	2
				3. 表示において、1分当たりの回転数を表す単位をmin ⁻¹ で表示していなかった。	J60745-1(H22)8.6 単位又は技術データに記号を用いる場合は、次による。 －1分当たりの回転数又は往復数：…min ⁻¹	3

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
電気ポリッシャー 品目番号 3 3 3 試料番号 5	100V 800W 50/60Hz □	Ⓟ (ZC0002-1306)	(株)ゼウス (輸入)	4. 取扱説明書及び一般安全説明書において、 一般安全説明書が供給されていなかった。	J 6 0 7 4 5 - 1 (H 2 2) 8 . 1 2 取扱説明書及び一般安全説明書は電動工具とともに 供給されなければならない。	4
電気金切り盤 品目番号 3 3 4 試料番号 2	100V 800W 50/60Hz 30分 □	Ⓟ (MTC-190)	(株)新興製作所 (輸入)	1. 電圧変動試験において、90Vでの運転中 に著しい発煙が生じ、運転が継続できな かった。	別表第八1(6) 平常温度上昇試験の状態において、電圧を定格電 圧に対して±10%変動させた場合に、支障なく 運転が継続できること。	1
				2. 平常温度上昇試験において、整流子電動機 の巻線の温度が122.3℃(周囲温度3 0.0℃)であった。ただし、F種絶縁以上 の場合はこの限りでない。	別表第八2(64)ハ(イ) (抜粋) 表示された全負荷電流に等しい電流を負荷した状 態において、各部の温度上昇がほぼ一定となつた 時の各部の温度は次の値以下であること。 —巻線— ・A種絶縁のもの：100℃ ・E種絶縁のもの：115℃ ・B種絶縁のもの：120℃ ・F種絶縁のもの：140℃	
電気金切り盤 品目番号 3 3 4 試料番号 4	100V 650W 50-60Hz 30分 □	Ⓟ (TMH-160)	(株)三共コーポレー ション (輸入)	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)におい て、周波数が526.5kHz以上5MH z以下の範囲で最大値が71.4/71. 4dB(測定周波数526.5/526.5 kHz、電源周波数50/60Hz)で あった。	別表第十 第五章2.2(1) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が5 26.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつて は59dB以下、5MHzを超え30MHz以下の 範囲にあつては64dB以下であること。	1
電気金切り盤 品目番号 3 3 4 試料番号 5	100V 600W 50/60Hz 30分 □	Ⓟ (HSC-160TB)	(株)ミットモ製作所 (輸入)	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)におい て、周波数が526.5kHz以上5MH z以下の範囲で最大値が73.4/73. 4dB(測定周波数526.5/526.5 kHz、電源周波数50/60Hz)で あった。	別表第十 第五章2.2(1) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が5 26.5kHz以上5MHz以下の範囲にあつて は59dB以下、5MHzを超え30MHz以下の 範囲にあつては64dB以下であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
エレクトロニック フラッシュ 品目番号335 試料番号1	100V 300Ws 50/60Hz	Ⓟ (TW-03FⅢ)	コメット(株) (COMET)	構造試験において、アース用口出し線（プラグから出ている形状：緑色）にアース用である旨の表示がなかった。	別表第八1(2)ツ(ニ) a アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあっては、この限りでない。	1
エレクトロニック フラッシュ 品目番号335 試料番号2	100V 306Ws 50/60Hz	Ⓟ (MONO300N)	プロテックス(株) (PROPET)	雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数526.5kHz以上5MHz以下の範囲で測定した最大値が60.4dB(測定周波数0.5265MHz)であった。	別表第十 第五章2. 2(1) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下にあっては56dB以下、周波数が5MHzを超え30MHz以下にあっては60dB以下であること。	1
電子式金銭登録機 品目番号336 試料番号2	100V 50/60Hz 0.2A □	Ⓟ (JET 101LC)	クローバー電子(株) (輸入)	表示において、プラグ接続機器であるにもかかわらず、取扱説明書に「機器の近傍にコンセントがあり、かつ、そのコンセントには、容易にアクセスできなければならない」旨の表示がなかった。	J60950-1(H22)1. 7. 2 次の表示をしなければならない。 ープラグ接続機器の場合には、機器の近傍にコンセントがあり、且つそのコンセントは、容易にアクセスできなければならない。	1
消磁器 品目番号338 試料番号2	なし	なし (RMK-01)	無届け (東洋磁気工業)	1. 材料試験において、消磁用巻線を保持する絶縁物(巻枠)を温度上昇値(91.5K)に40℃を加えた131.5℃の恒温槽に入れ、直径が5mmの鋼球を用いて20Nの静荷重を1時間加えた後に測定したへこんだ穴の直径が4.0mmであった。	別表第八1(1)イ 機体の材料は、通常の使用状態における温度に耐えること。なお、「温度に耐える」とは、外郭又は電気絶縁物を支持するものの材料が熱可塑性のものの場合にあっては、別表第三2(1)ロ(ニ) a又はbに適合することをいう。 ー別表第三2(1)ロ(ニ) a又はb(抜粋)ー試験片を絶縁物の温度上昇に40℃を加えた温度の恒温槽内に入れ、その上に直径5mmの鋼球を用いて20Nの静荷重を1時間加えた後、へこんだ穴の直径が2mm以下であること。	1

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
消磁器 品目番号338 試料番号2	なし	なし (RMK-01)	無届け (東洋磁気工業)	2. 材料試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験：50Hz）で121.5℃（周囲温度30.0℃）となる消磁用巻線の巻枠に、使用温度の上限値が71℃（階級3）であるABS樹脂を使用していた。	別表第八1（1）ロ 電気絶縁物及び熱絶縁物は、これに接触又は近接する部分の温度に十分耐え、かつ、吸湿性の少ないものであること。この場合、別表第四1（1）ロ（イ）から（ト）に適合すること。 －別表第四1（1）ロ（ハ）（抜粋）－ 次のいずれかに適合するものが使用されている場合、「温度に十分耐え」るものとみなす。 （抜粋） 別表第十一第1章の表に掲げる絶縁物であって、その使用温度の限度値に補正値を加えた値の状態で使用される場合。 消磁器：電気用品の階級3 使用温度の補正値：16℃ 使用温度の上限値：55℃（ABS） 基準周囲温度：30℃	—
				3. 構造試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験：100V、50/60Hz）で過負荷保護装置が動作した。	別表第八1（2）イ 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。 （解説2（6）） 平常温度上昇試験において過負荷保護装置、温度過昇防止装置等が動作する場合にあっては、「動作が円滑」とはみなさない。	—
				4. 構造試験において、手で容易に取り外すことの出来るヒューズホルダーのキャップを外したとき、ヒューズホルダー内部の充電部に試験指が触れた。	別表第八1（2）へ 充電部には、容易に取り外すことができる部分を取り外した状態で別表第四1（2）ハの図に示す試験指が触れないこと。	2
				5. 構造試験において、器体スイッチにスイッチの動作状態を示す表示がなかった。	別表第八1（2）ウ スイッチを有するものにあつては、スイッチの開閉操作又は開閉状態を文字、記号又は色により見やすい箇所に表示すること。ただし、表示することが困難なものにあつては、この限りでない。	3

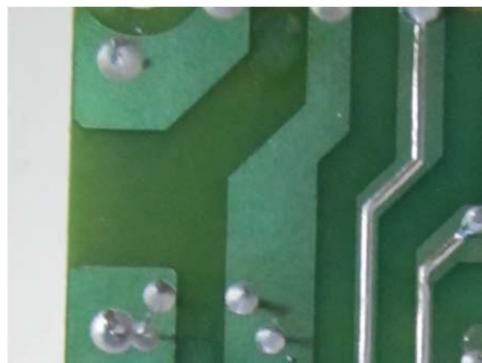
電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)	写 真
消磁器 品目番号338 試料番号2	なし	なし (RMK-01)	無届け (東洋磁気工業)	6. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズが「3A」であるにもかかわらず、銘板にある定格電流の表示が「the fuse under 3AMP」であった。	別表第八1(2)マヒューズを取り付けるものにあつては、その銘板又はヒューズの取付け部に電流ヒューズにあつては定格電流を、温度ヒューズにあつては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあつては、この限りでない。	4
				7. 部品及び付属品試験において、差し込みプラグ刃の形状が別表第四6(1)ニ(ホ)aの表1に掲げる125V15A以下のものにもかかわらず、250V6Aの定格表示であった。	別表第八1(3)マ接続器にあつては、別表第四1(1)並びに(2)イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6(1)イ、ハ、ニ及びホ並びに6(3)ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 別表第四6(1)ニ(ホ)寸法は、次に適合すること。 a 差し込みプラグ、コンセント、マルチタップ、コードコネクタボディ、アダプターその他の差し込み接続器であつて、次の表1、表2及び表3左欄に掲げるものの寸法は、それぞれ表1、表2及び表3の右欄に掲げる図によること。	5
				8. 表示において、表示すべき事項のすべての表示がなかった。	別表第八1(12)附票第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 1 定格電圧 2 定格周波数 3 定格消費電力 4 二重絶縁構造のものにあつては、□の記号	6

品目番号	302	家庭用温熱治療器
試料番号	1	
(株)クロシオインターナショナル (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



コントローラ内部のプリント基板
表面；「FUSE」表示のみ

裏面；表示なし

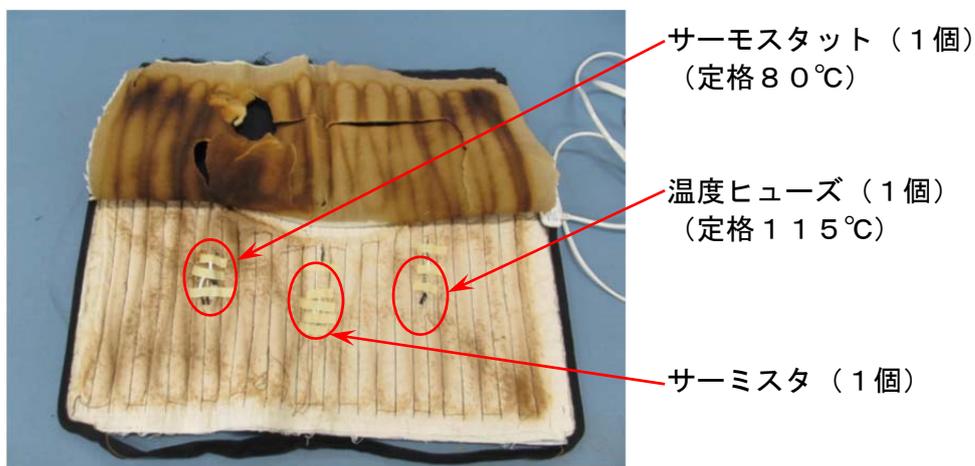


構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部及び銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。

品目番号	302	家庭用温熱治療器
試料番号	1	
(株)クロシオインターナショナル (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



発熱体の表面積 1197 cm^2 (57×21 (最小) cm)



異常温度上昇試験において、各1個取り付けられている温度ヒューズ、自動温度調節器等の接点(半導体素子)及び温度過昇防止装置(サーモスタット)を短絡し、三つ折りにした試験品に、厚さ5cmの綿布団を全面に覆い、定格電圧を連続して加えた時、発熱部の温度が 190°C を超えた。(周囲温度 31.5°C)

品目番号	302	家庭用温熱治療器
試料番号	2	
ファミリー・サービス・エイコー(株)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



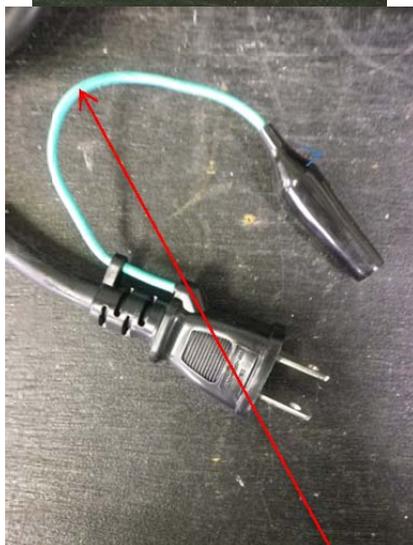
耐熱性試験において、機器用インレットの充電部保持部にボールプレッシャー試験（125℃）を行ったとき、へこんだ穴の直径が5.0mmであった。

品目番号	304	電気ポンプ
試料番号	4	
リョービ(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



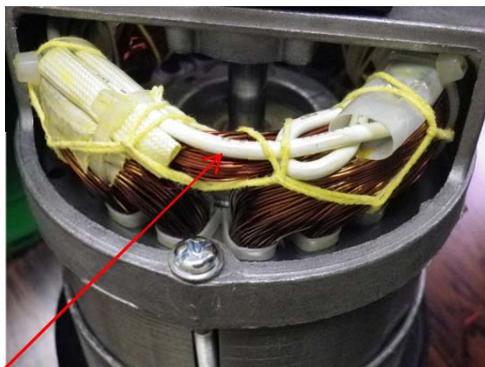
構造試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験：100V50Hz）でポンプモーターに内蔵された過負荷保護装置が動作した。

品目番号	304	電気ポンプ
試料番号	4	
リョービ(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



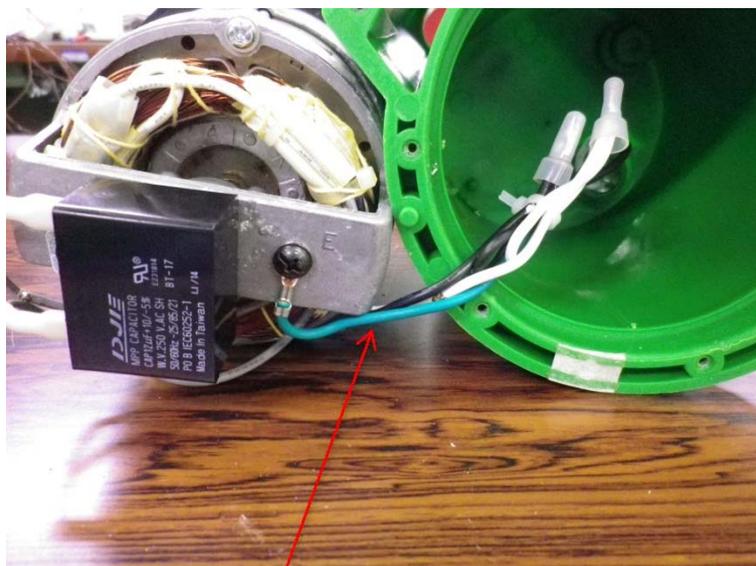
構造試験において、器体内部のアース用口出し線（電源電線の1線）にアース用である旨の表示がなかった。

品目番号	304	電気ポンプ
試料番号	5	
(株)ナカトミ (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



構造試験において、126.5°Cになる巻線の表面に使用温度の上限値が75°Cの耐熱塩化ビニル被覆の口出し線が触れていた。

品目番号	304	電気ポンプ
試料番号	5	
(株)ナカトミ (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



構造試験において、本体内部のアース線にアース表示がなかった。(電源電線 3心VCTの1心)

品目番号	304	電気ポンプ
試料番号	5	
(株)ナカトミ (輸入)		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	



消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力210/250Wに対して、測定値が171.9/195.8W（電源周波数50/60Hz、偏差：-18.2/-21.7%）であった。

品目番号	304	電気ポンプ
試料番号	5	
(株)ナカトミ (輸入)		
技術基準不適合箇所	4	
写真番号	4	



平常温度上昇試験（100V、50Hz、連続運転）において、電動機巻線の温度が126.2℃（水温25.0℃）であった。ただし、F種絶縁以上の場合はこの限りでない。

品目番号	308	その他の採暖用電熱器具
試料番号	1	
(株)カイトック (貝沼産業)		
技術基準不適合箇所		1
写真番号		1



消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力25Wに対して、電源電圧が100Vのときに測定した測定値が30.2W(電源周波数60Hz、偏差:20.8%)であった。

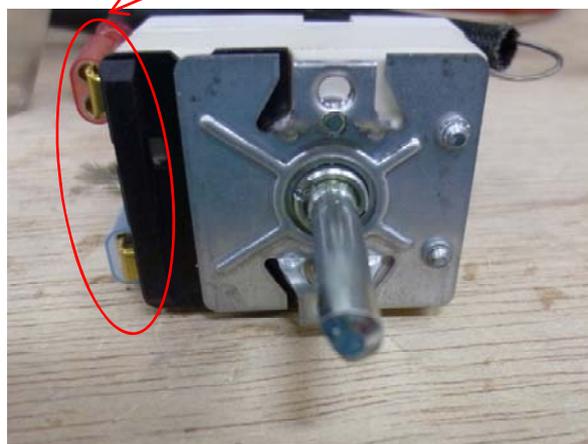
品目番号	315	投込み湯沸器
試料番号	1	
泉電熱(株)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



コントローラーケースからヒーター取付金属板を取り外した状態

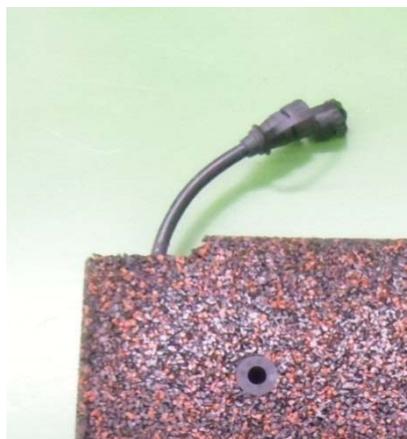
ヒーター端子

サーモスタット端子



絶縁性能試験において、器体を清水中に3分間浸した後の絶縁抵抗が0MΩであった。

品目番号	3 1 6	電熱マット
試料番号	1	
(株)雪国の春 (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



構造試験において、電源入力コネクタ、及び電源出力コネクタに適切な表示がなく、誤接続のおそれがあった。

品目番号	3 1 6	電熱マット
試料番号	1	
(株)雪国の春 (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



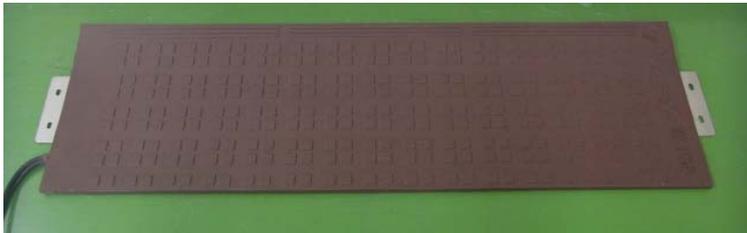
構造試験において、送り配線が可能であるが、最大接続枚数や最大容量等の表示がなかった。

品目番号	3 1 6	電熱マット
試料番号	1	
(株)雪国の春 (輸入)		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	



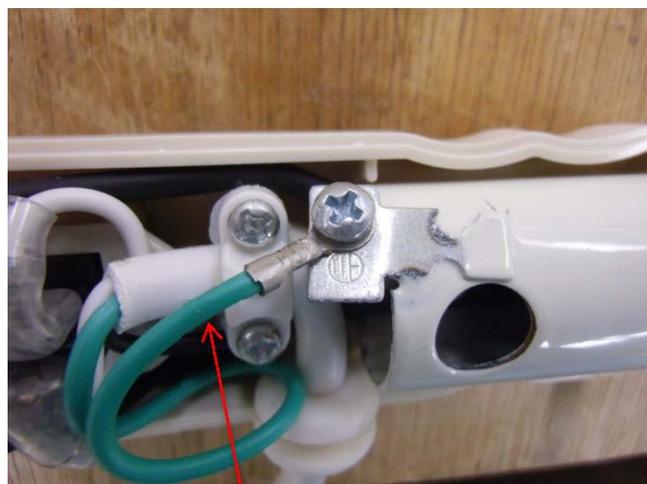
表示において、表示すべき事項である定格電圧、定格消費電力、屋外用の旨の表示がなかった。

品目番号	3 1 6	電熱マット
試料番号	2	
(株)北海道ゴム工業所		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



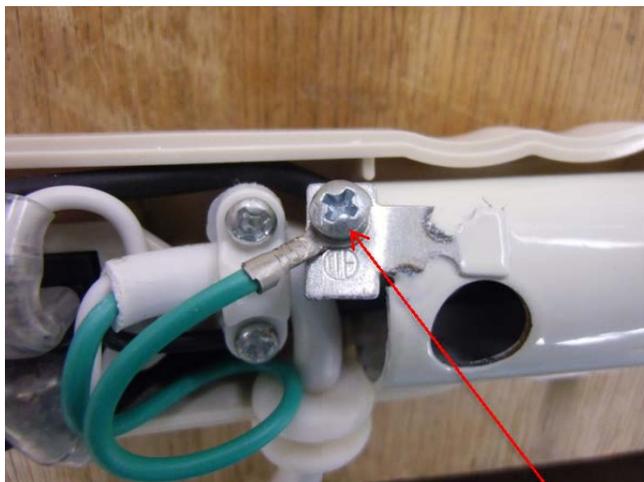
表示において、表示すべき事項である定格電圧、定格消費電力、屋外用の旨の表示がなかった。

品目番号	317	電気乾燥器
試料番号	1	
フカダック株式会社 (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



構造試験において、アース線にアースの旨の表示が無かった。

品目番号	317	電気乾燥器
試料番号	1	
フカダック株式会社 (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



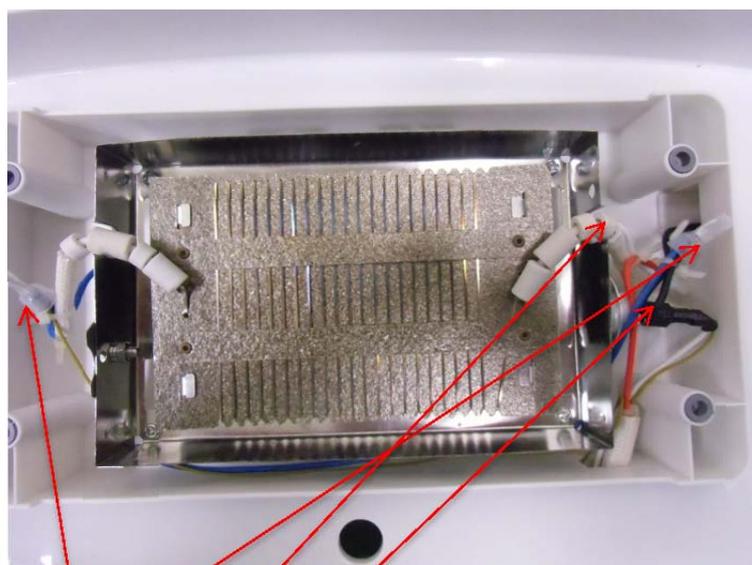
構造試験において、アース端子ねじの呼び径が3mmであった。

品目番号	317	電気乾燥器
試料番号	3	
コーナン商事(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



構造試験において、本体の表示に有害な水の浸入に対する度合いの表示（IP番号）がなかった。

品目番号	317	電気乾燥器
試料番号	3	
コーナン商事(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



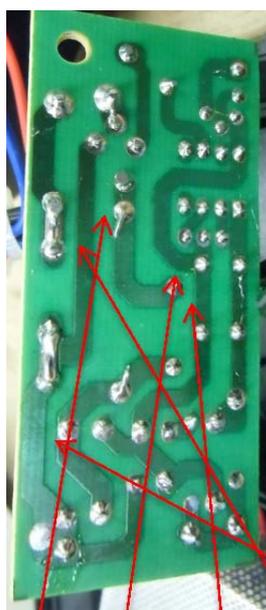
③ ④ ① ②

平常温度上昇試験において、次の箇所の絶縁物が温度限度（使用温度の上限値）を超えていた。

- ① 内部配線黒（塩化ビニル）：118.5℃
- ② 内部配線白（塩化ビニル）：88.5℃
- ③ コネクタ（ポリアミド）：119.5℃
- ④ コネクタ（ポリアミド）：127.5℃

ただし、別表第十一第1章に掲げている絶縁物が、同表のその2の温度限度以下で使用されている場合であって、別表第十一第2章（絶縁物の使用温度の上限値を決定する試験方法）による熱劣化推定温度を客観的に確認したものは、この限りでない。

品目番号	317	電気乾燥器
試料番号	4	
トーリ・ハン(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



イ ロ ハ ニ ホ

構造試験において、電源基板上の印刷配線間の空間距離が次のとおりであった。

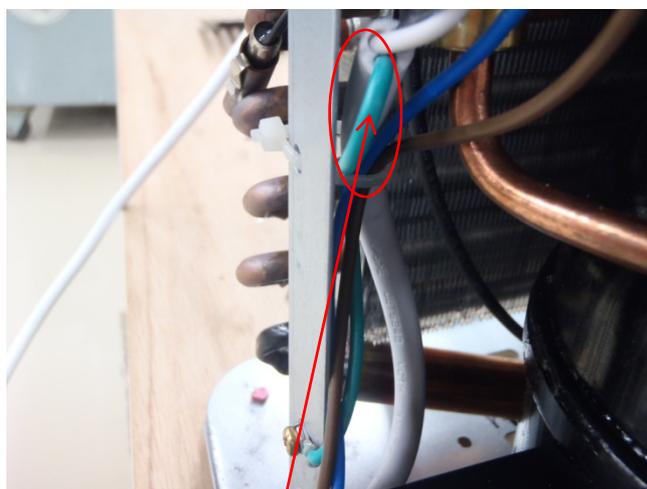
- イ. AC100V充電部相互間：2.3mm
- ロ. AC100V充電部—整流後回路間：0.8mm
- ハ. AC100V充電部—整流後回路間：1.5mm
- ニ. 電流ヒューズの開路時異極回路間：1.3mm
- ホ. AC100V充電部—整流後回路間：1.5mm

品目番号	317	電気乾燥器
試料番号	4	
トーリ・ハン(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



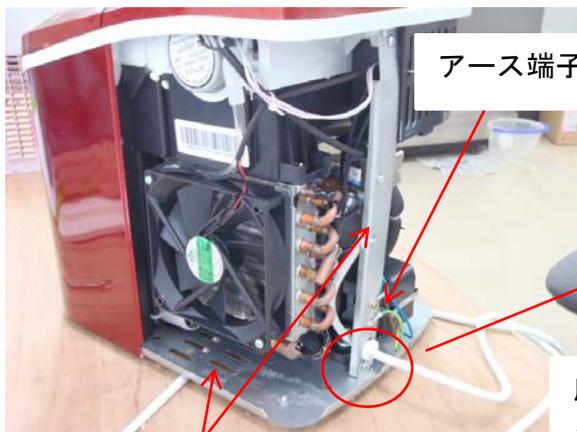
構造試験において、定格消費電力の表示がWでされていなかった。

品目番号	319	電気製氷機
試料番号	1	
(株)ベルソス (輸入)		
技術基準不適合箇所		1
写真番号		1

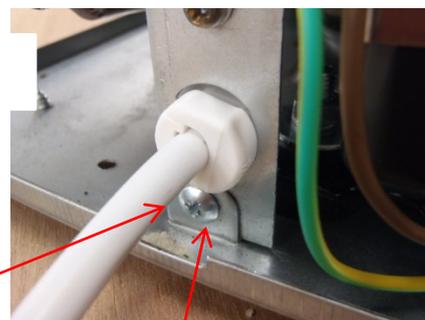


電源接続及び外部可とうコードにおいて、接地線が緑と黄色とで配色した被覆でなかった。

品目番号	319	電気製氷機
試料番号	1	
(株)ベルソス (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



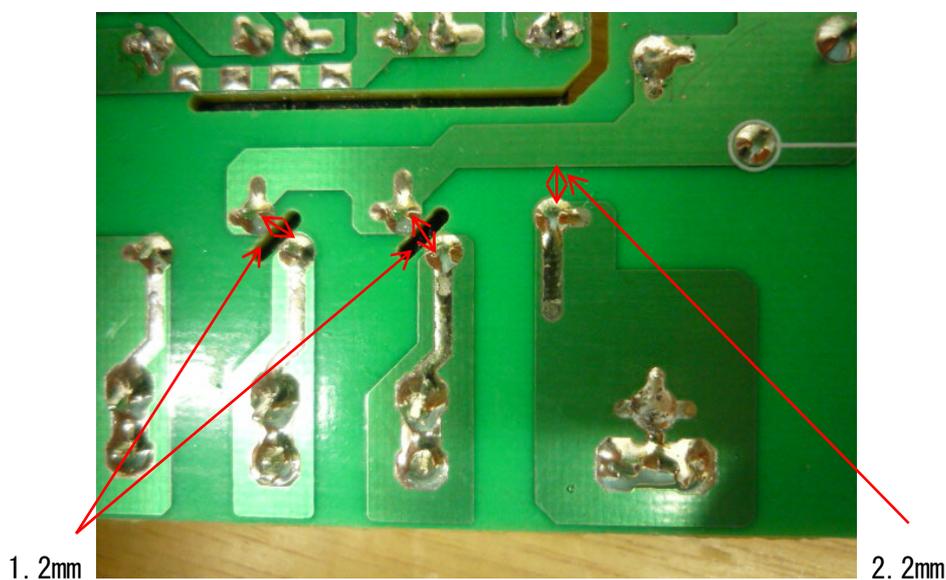
可触金属部



底板への接地導通の接続に用いているセルフタッピングねじ緩み止めが無く、かつ、1個で止められていた。

ねじ及び接続において、接地導通のための接続に用いているセルフタッピングねじに緩み止めが無く、かつ、セルフタッピングねじ1個で止められていた。

品目番号	319	電気製氷機
試料番号	2	
S I S(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	

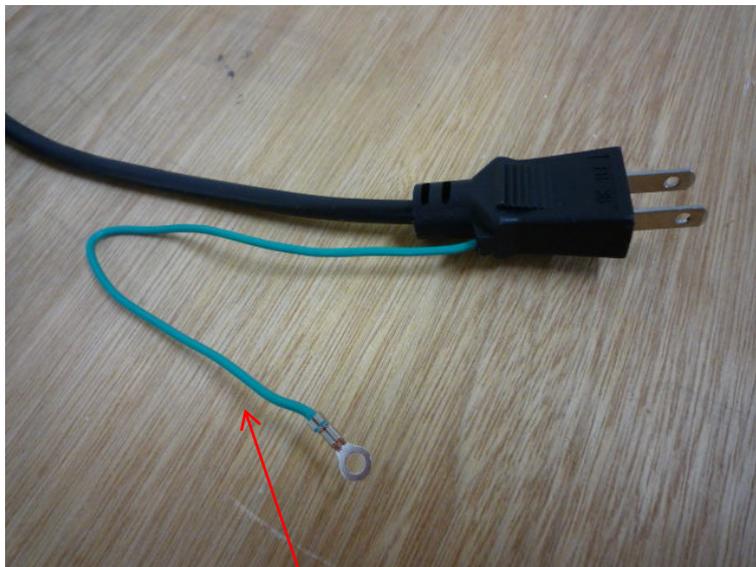


構造試験において、電源基板上の印刷配線間の空間距離が次のとおりであった。

イ. 開路時に異極充電部相互間となる電流ヒューズの印刷配線間が2.2mmであった。

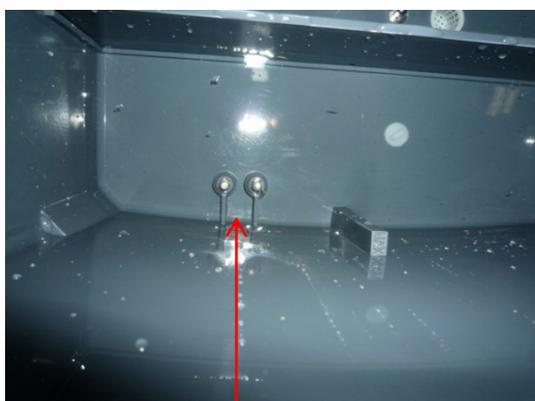
ロ. 開路時に異極充電部相互間となる電磁リレーの印刷配線間が1.2mmであった。

品目番号	319	電気製氷機
試料番号	2	
SIS(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	

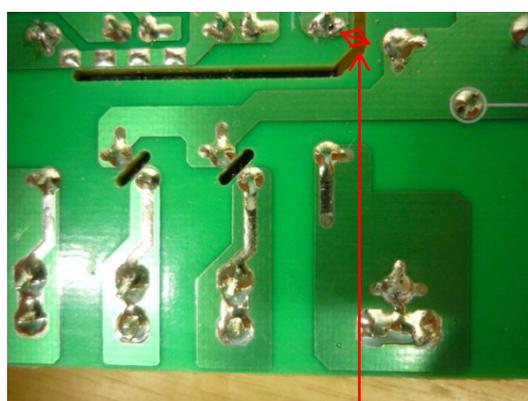


構造試験において、アース機構を設けていなかった。なお、電源プラグよりアース線を引き出していたが、この構造は据置形以外の電動工具等のみに認められているものであった。

品目番号	319	電気製氷機
試料番号	2	
SIS(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	



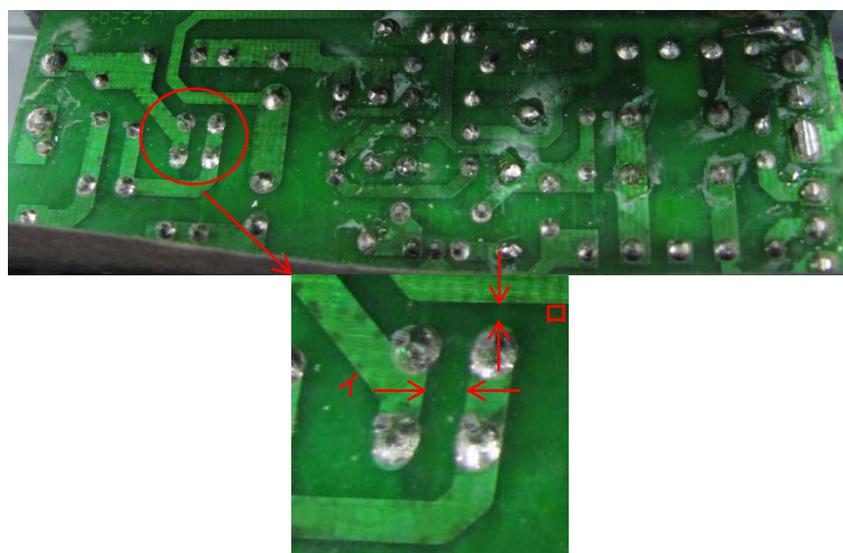
水位センサー



3.6 mm

構造試験において、金属製の水位センサー（電極）がアース機構に接続されていなかった。なお、水位センサー（電極）と導電的に接続されているプリント基板の2次側開路と1次側回路（100V）との空間距離が3.6mmであり、強化絶縁の距離が確保されていなかった。

品目番号	321	電気捕虫機
試料番号	1	
ロボテック大阪(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	

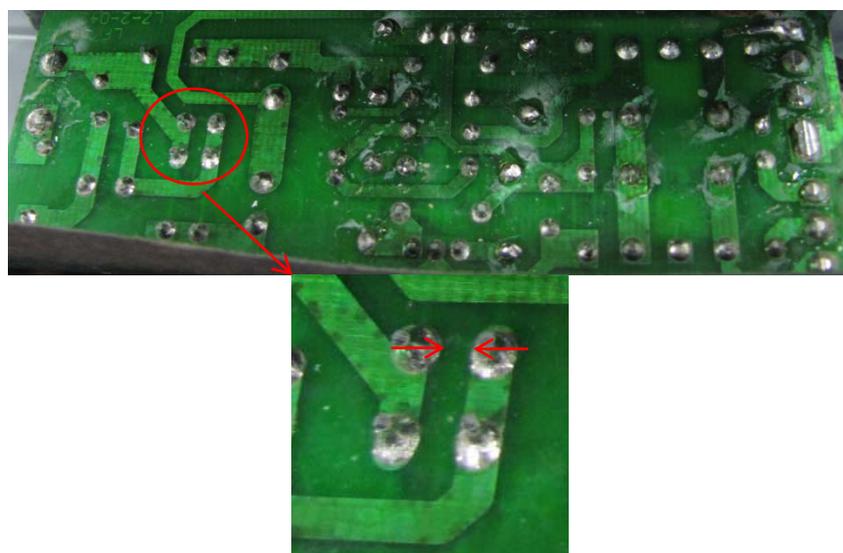


構造試験において、プリント基板上（印刷配線間）の異極充電部相互間（100V）の空間距離（最小値）が次のとおりであった。

イ. AC100V充電部相互間：1. 3mm

ロ. AC100V充電部—整流後回路間：1. 1mm

品目番号	321	電気捕虫機
試料番号	1	
ロボテック大阪(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



構造試験において、プリント基板上（半田付け部間）の異極充電部相互間（100V）の空間距離（最小値）が1.4mmであった。

品目番号	3 2 1	電気捕虫機
試料番号	1	
ロボテック大阪(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	



構造試験において、安定器口出し線を通して安定器の金属貫通孔が鋭利であるため、電線の被覆が損傷した。

品目番号	3 2 1	電気捕虫機
試料番号	1	
ロボテック大阪(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	4	
写真番号	4	

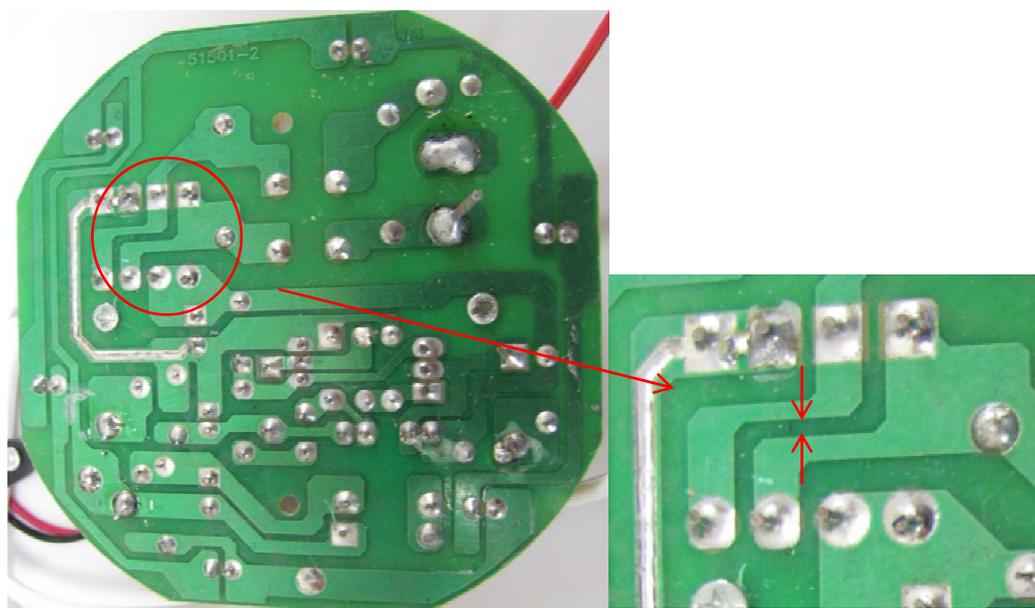


構造試験において、放電ランプの近傍又は外郭の見やすい箇所に適用ランプの種類が表示されていなかった。

品目番号	3 2 1	電気捕虫機
試料番号	2	
ウィキャン(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



銘板表示なし

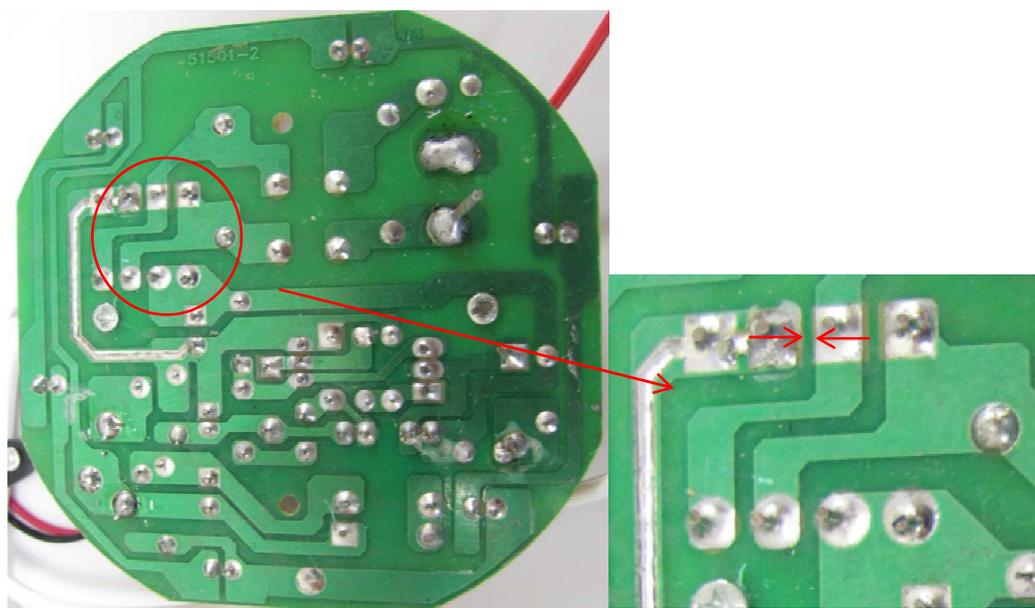


構造試験において、プリント基板上（印刷配線間）の異極充電部相互間（100V）の空間距離（最小値）が1.0mmであった。

品目番号	3 2 1	電気捕虫機
試料番号	2	
ウィキャン(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



銘板表示なし



構造試験において、プリント基板上（半田付け部間）の異極充電部相互間（100V）の空間距離（最小値）が1.1mmであった。

品目番号	3 2 1	電気捕虫機
試料番号	2	
ウィキャン(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	



(銘板表示なし)

表示において、技術基準に基づく表示（定格電圧、定格消費電力及び定格周波数）がなかった。

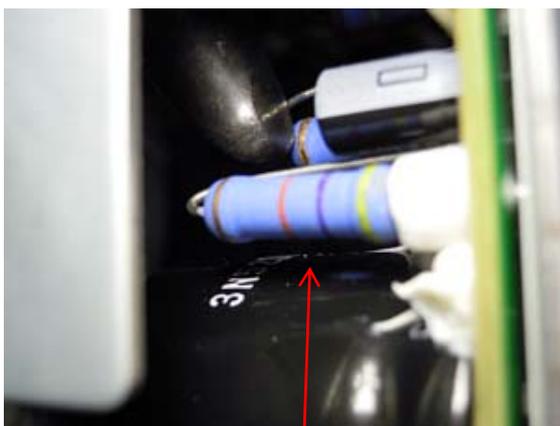
品目番号	321	電気捕虫機
試料番号	2	
ウィキャン(株) (輸入)		
技術基準不適合箇所	4	
写真番号	4	



(銘板表示なし)

雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が75.7/74.5dB（測定周波数526.5/526.5kHz、電源周波数50/60Hz）であった。

品目番号	324	紙幣計数機
試料番号	2	
コア(株)		
技術基準不適合箇所		1
写真番号		1



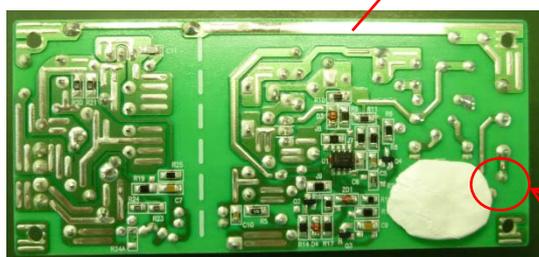
充電部へのアクセスにおいて、紙詰まり等の解除のために開放する背面扉を開け、開口部から試験指を挿入したとき、危険電圧から機能絶縁で絶縁された抵抗表面に接触した。

品目番号	325	自動販売機
試料番号	1	
協南精機(株)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	

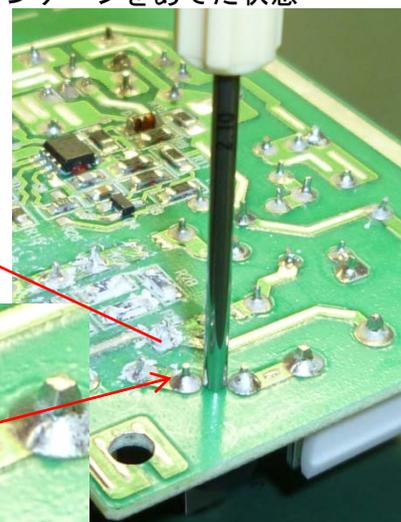
【プリント基板の絶縁距離】



器体内部底面部に配置



2.1mmのピンゲージをあてた状態



構造試験において、プリント基板（印刷配線）の100V異極充電部相互間（電流ヒューズF1）の空間距離が2.1mmであった。

品目番号	325	自動販売機
試料番号	1	
協南精機(株)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	

【消費電力の不適合】



消費電力の許容差試験において、表示された定格消費電力18Wに対して、運転（販売）時の測定値が6.24/6.26W（定格周波数50/60Hz、偏差値：-65.3/-65.2%）であった。

品目番号	325	自動販売機
試料番号	1	
協南精機(株)		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	



表示において、表示すべき事項である「屋内用」の表示が銘板等になかった。

品目番号	325	自動販売機
試料番号	1	
協南精機(株)		
技術基準不適合箇所		4
写真番号		4

【雑音の強さの不適合】



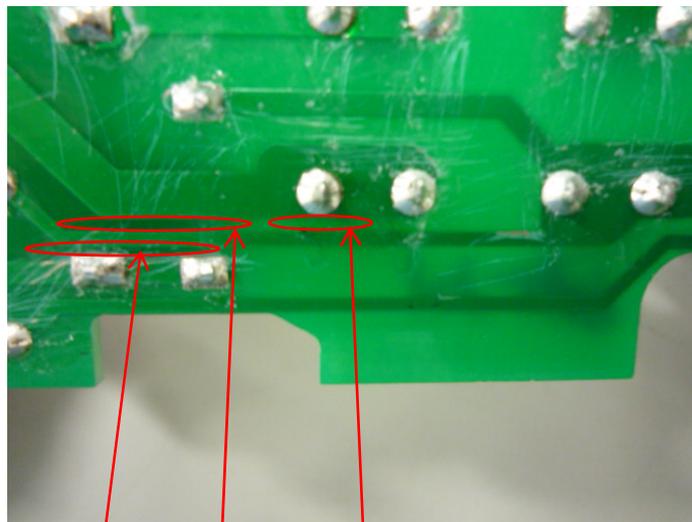
雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が60.4/60.4dB（測定周波数541/543kHz、電源周波数50/60Hz）であった。

品目番号	327	理髪いす
試料番号	1	
(株)ビューティガレージ (輸入)		
技術基準不適合箇所		1
写真番号		1



材料試験において、アース端子（外部）の材料が鉄製であった。

品目番号	327	理髪いす
試料番号	1	
(株)ビューティガレッジ (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



ハ 口 イ

構造試験において、ヒューズ基板上的異極充電部相互間の空間距離が次のとおりであった。

- イ. ヒューズ (FU2) の半田付け部とパターン間 : 1.0mm
- 口. ヒューズ (FU2) のパターンとパターン間 : 1.0mm
- ハ. ヒューズ (FU2) とコンデンサーとの間 : 0.8mm

品目番号	327	理髪いす
試料番号	1	
(株)ビューティガレージ		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	



イ

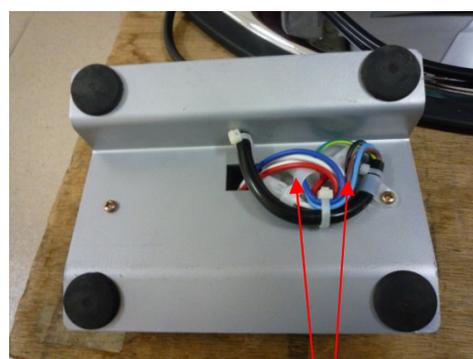
ロ

構造試験において、アース機構（外部アース端子）と人が触れるおそれのある金属部と電氣的に完全に接続されていなかった。アース端子と人が触れるおそれのある金属部（いす取り付け金具及び背もたれ取り付け金具）との間に15Aを連続して通電した結果、この間の電圧降下が次のとおりであった。

イ. アース機構－いす取り付け金具間：1.95V

ロ. アース機構－背もたれ取り付け金具：1.635V

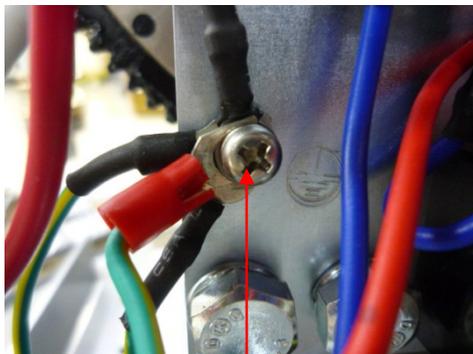
品目番号	327	理髪いす
試料番号	1	
(株)ビューティガレージ (輸入)		
技術基準不適合箇所	4	
写真番号	4	



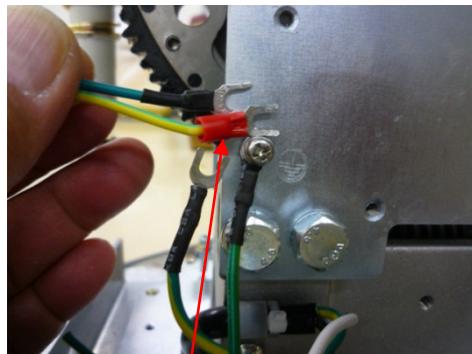
リード線

構造試験において、人が触れるおそれのあるリード線（フットスイッチ部の内部接続用）が二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていなかった。

品目番号	327	理髪いす
試料番号	1	
(株)ビューティガレージ (輸入)		
技術基準不適合箇所	5	
写真番号	5	



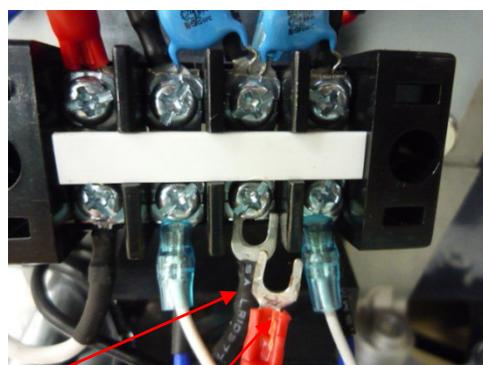
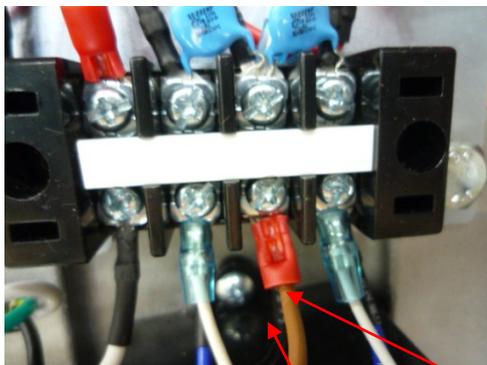
アース端子接続用端子ねじ



内部アース渡り線が脱落

構造試験において、アース線接続用端子で、アース用口出し線と内部アース渡り線と一緒に接続されているため、アース用口出し線を取り付け、取り外したとき内部アース渡り線が脱落した。

品目番号	327	理髪いす
試料番号	1	
(株)ビューティガレージ (輸入)		
技術基準不適合箇所	6	
写真番号	6	



電源電線

内部リード線

構造試験において、電源電線接続用端子で、電源電線と内部リード線と一緒に接続されているため、電源電線を取り付け、取り外したとき内部リード線が脱落した。

品目番号	327	理髪いす
試料番号	1	
(株)ビューティガレージ (輸入)		
技術基準不適合箇所	7	
写真番号	7	



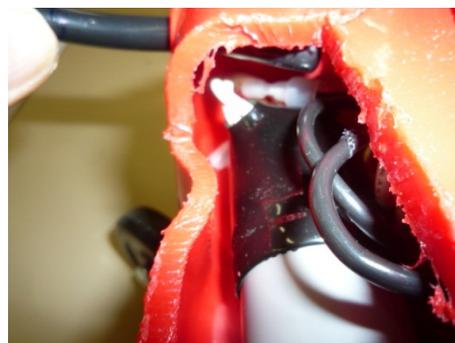
部品において、機器に流れる最大電流が16.5A（ACアウトレット14.5A + 2A）であるにもかかわらず断面積が1.25mm²（12Aまで）の電源電線及び125V 12Aの電源プラグを使用していた。

品目番号	327	理髪いす
試料番号	1	
(株)ビューティガレージ (輸入)		
技術基準不適合箇所	8	
写真番号	8	



消費電力の許容差試験（60Hz，100V）において、通常の使用状態（積載重量65kg）で実測値が192Wであり、定格消費電力160Wに対する偏差が+20%であった。

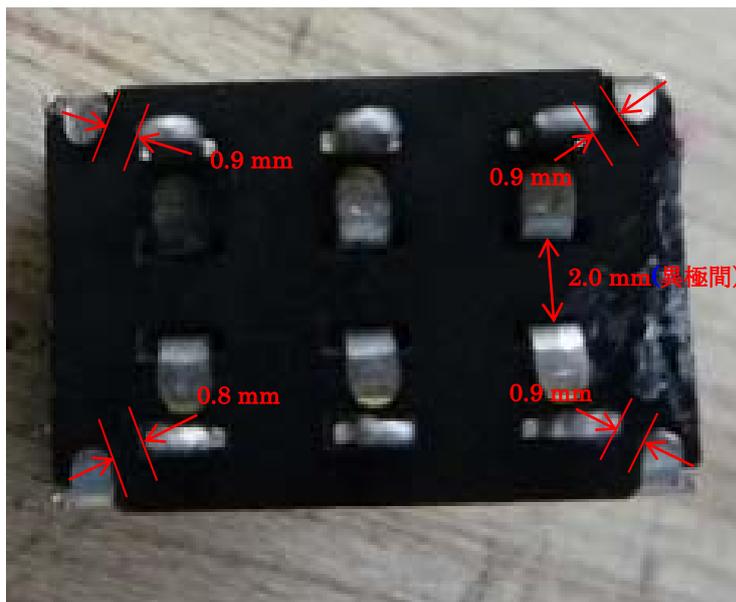
品目番号	330	電気床磨き機
試料番号	1	
アマノ 武蔵電機(株)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



器具間電線を押し込んだ状態

構造試験において、器具間電線（本体側とスイッチBOX側との接続用電線：露出部分は28.8cm）を器体（本体側）の内側に向かって器具間電線の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、露出電線と内部端子との接続部に張力が加わった。

品目番号	331	電気スクリュードライバー
試料番号	1	
(株)高儀 (輸入)		
技術基準不適合箇所		1
写真番号		1



構造試験において、回転方向切替スイッチ部の100V異極充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む：その他の箇所）が次のとおりであった。

イ. スイッチ底面の端子間：2.0mm

ロ. スイッチの金属ケーシングを介した端子間：1.7mm（0.8mm+0.9mm）

品目番号	331	電気スクリュードライバー
試料番号	1	
(株)高儀 (輸入)		
技術基準不適合箇所		2
写真番号		2

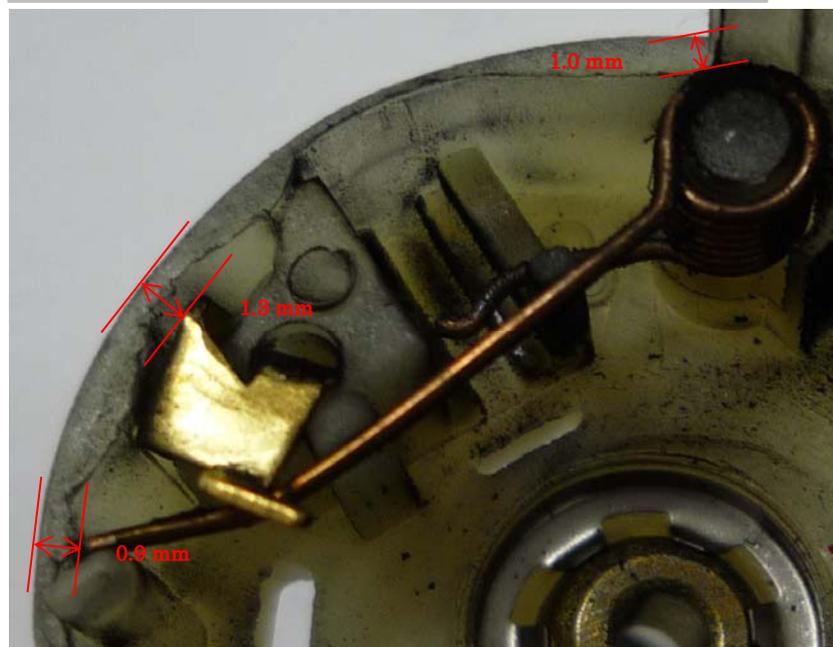


構造試験において、電動機の回転子巻線（充電部）と回転子鉄心及びシャフト（アースに接続）との間の空間距離が1.3 mm及び1.7 mmであった。

品目番号	331	電気スクリュードライバー
試料番号	1	
(株)高儀 (輸入)		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	



電動機のケーシングは、アースに接続されている。



構造試験において、電動機の金属ケース（アースに接続）とブラシ用スプリング金具（充電部）との空間距離が最少0.9mmであった。

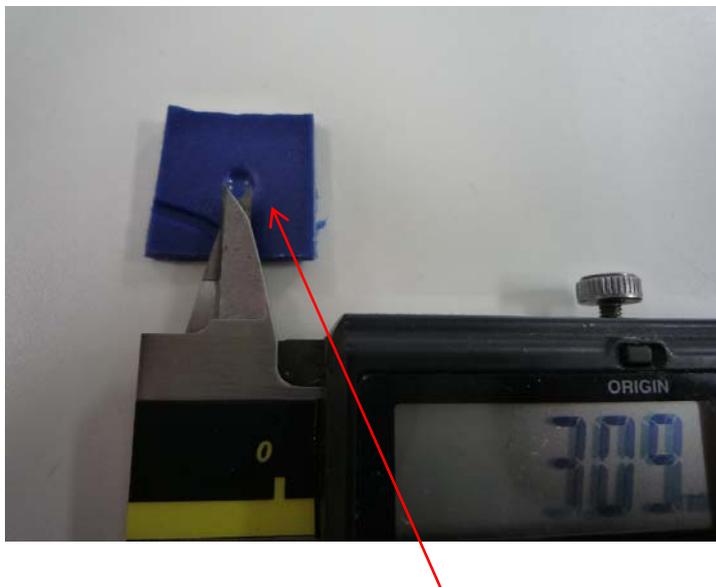
品目番号	331	電気スクリュードライバー
試料番号	1	
(株)高儀 (輸入)		
技術基準不適合箇所	4、5	
写真番号	4	



雑音の強さ（雑音電力）において、周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で最大値が79.9dB（測定周波数40.18MHz）であった。

雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が5MHzを超え30MHz以下の範囲で最大値が76.4/75.9dB（測定周波数8.988MHz、電源周波数50/60Hz、逆転運転時）であった。

品目番号	331	電気スクリュードライバー
試料番号	2	
(株)ナカトミ (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



材料試験において、外郭（熱可塑性樹脂）に対するボールプレッシャー試験（温度99.0℃）を行ったところ、へこんだ穴の直径が3.1mmであった。

品目番号	331	電気スクリュードライバー
試料番号	2	
(株)ナカトミ (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



平常温度上昇試験において、熱電温度計法で測定した電動機の温度が129.5/124.5℃(50/60Hz、周囲温度29.5/30.5℃)であった。ただし、電動機の巻線がF種絶縁以上の場合は、この限りでない。

品目番号	331	電気スクリュードライバー
試料番号	2	
(株)ナカトミ (輸入)		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	

外郭の測定箇所



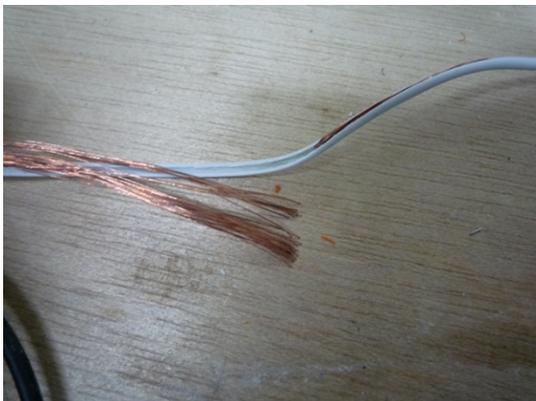
平常温度上昇試験において、使用中に人が容易に触れるおそれのある外郭（合成樹脂製）の温度が88.5℃（50Hz、周囲温度29.5℃）であった。

品目番号	331	電気スクリュードライバー
試料番号	2	
(株)ナカトミ (輸入)		
技術基準不適合箇所		4
写真番号		4



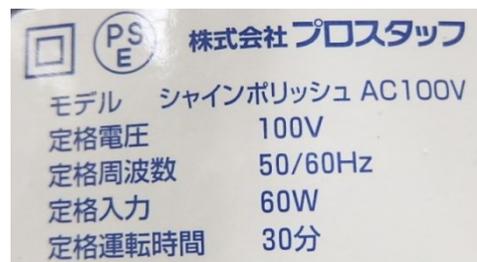
雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が5MHzを超え30MHz以下の範囲で最大値が69.8/70.0dB（測定周波数26.17MHz、電源周波数50/60Hz、逆転運転時）であった。

品目番号	331	電気スクリュードライバー
試料番号	5	
ポップリベット・ファスナー(株) (ブラックアンドデッカー) (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



電源接続及び外部可撓コードにおいて、コードの折り曲げ試験を行った結果、各導体の断線率が100%であった。

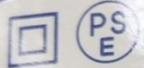
品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	1	
(株)プロスタッフ (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	

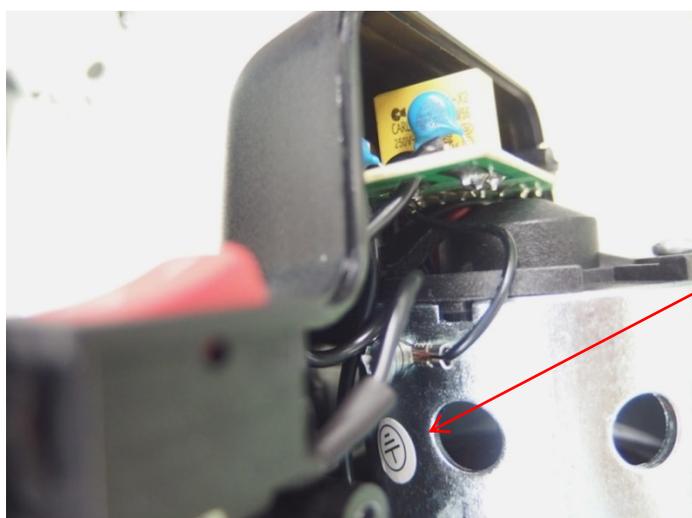


表示において、表示すべき製造業者の住所又は原産国が表示されていなかった。

品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	1	
(株)プロスタッフ (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	




株式会社プロスタッフ
 モデル シャインポリッシュ AC100V
 定格電圧 100V
 定格周波数 50/60Hz
 定格入力 60W
 定格運転時間 30分



表示において、製品内部の機能接地に保護接地の記号が使用されていた。

品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	1	
(株)プロスタッフ (輸入)		
技術基準不適合箇所		3
写真番号		3



		株式会社プロスタッフ
モデル	シャインポリッシュ AC100V	
定格電圧	100V	
定格周波数	50/60Hz	
定格入力	60W	
定格運転時間	30分	

取扱説明書及び一般安全説明書において、一般安全説明書が供給されていなかった。

品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	4	
(株)ワールドツール(輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



構造試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験：100V、50／60Hz）で過負荷保護装置が動作した。

品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	4	
(株)ワールドツール (輸入)		
技術基準不適合箇所	2	
写真番号	2	



構造試験において、通常の使用状態（平常温度上昇試験：100V、50／60Hz）で過負荷保護装置が動作して停止したのち、過負荷保護装置が自動復帰したため、予期しない可動部の動作があった。

品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	4	
(株ワールドツール (輸入))		
技術基準不適合箇所	3	
写真番号	3	



平常温度上昇試験において、各部の温度が次のとおりであった。

イ. モーター巻線の温度が152.6℃であった。ただし、H種絶縁以上の場合はこの限りではない。

ロ. 使用中に人が容易に触れるおそれのある外郭（その他のもの）の温度が92.0℃であった。

品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	5	
(株)ゼウス (輸入)		
技術基準不適合箇所		1
写真番号		1



表示において、表示すべき製造業者の住所又は原産国が表示されていなかった。

品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	5	
(株)ゼウス (輸入)		
技術基準不適合箇所		2
写真番号		2



表示において、次の項目が記載されていなかった。

1. 各速度設定値に対する定格速度
2. 定格ホイール径
3. スピンドルねじのサイズ
4. “ 警告 常に目の保護具を着用のこと” 又はISO7010の標識M004

品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	5	
(株)ゼウス (輸入)		
技術基準不適合箇所		3
写真番号		3



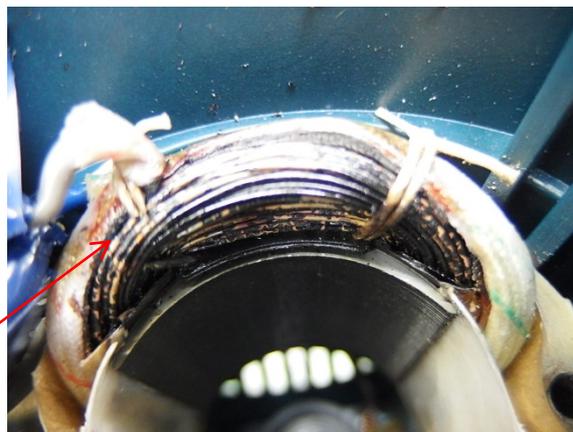
表示において、1分当たりの回転数を表す単位を min^{-1} で表示していなかった。

品目番号	333	電気ポリッシャー
試料番号	5	
(株)ゼウス (輸入)		
技術基準不適合箇所		4
写真番号		4



取扱説明書及び一般安全説明書において、一般安全説明書が供給されていなかった。

品目番号	334	電気金切り盤
試料番号	2	
(株新興製作所 (輸入))		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



焼損した巻線

電圧変動試験において、90Vでの運転中に著しい発煙が生じ、運転が継続できなかった。

品目番号	334	電気金切り盤
試料番号	2	
(株新興製作所 (輸入))		
技術基準不適合箇所		2
写真番号		2



平常温度上昇試験において、整流子電動機の巻線の温度が122.3℃(周囲温度30.0℃)であった。ただし、F種絶縁以上の場合はこの限りでない。

品目番号	334	電気金切り盤
試料番号	4	
(株)三共コーポレーション(輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が71.4/71.4dB（測定周波数526.5/526.5kHz、電源周波数50/60Hz）であった。

品目番号	334	電気金切り盤
試料番号	5	
(株)ミットモ製作所 (輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が73.4/73.4dB（測定周波数526.5/526.5kHz、電源周波数50/60Hz）であった。

品目番号	335	エレクトロニックフラッシュ
試料番号	1	
コメット(株) (COMET)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



構造試験において、アース用口出し線（プラグから出ている形状：緑色）にアース用である旨の表示がなかった。

品目番号	335	エレクトロニックフラッシュ
試料番号	2	
プロテックス(株) (PROPET)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



雑音の強さ(連続性雑音端子電圧)において、周波数526.5kHz以上5MHz以下の範囲で測定した最大値が60.4dB(測定周波数0.5265MHz)であった。

品目番号	336	電子式金銭登録機
試料番号	2	
クローバー電子(株)(輸入)		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



表示において、プラグ接続機器であるにもかかわらず、取扱説明書に「機器の近傍にコンセントがあり、かつ、そのコンセントには、容易にアクセスできなければならない」旨の表示がなかった。

品目番号	338	消磁器
試料番号	2	
無届け（東洋磁気工業）		
技術基準不適合箇所	1	
写真番号	1	



材料試験において、消磁用巻線を保持する絶縁物（巻枠）を温度上昇値（91.5K）に40℃を加えた131.5℃の恒温槽に入れ、直径が5mmの鋼球を用いて20Nの静荷重を1時間加えた後に測定したへこんだ穴の直径が4.0mmであった。

品目番号	338	消磁器
試料番号	2	
無届け（東洋磁気工業）		
技術基準不適合箇所	4	
写真番号	2	



構造試験において、手で容易に取り外すことの出来るヒューズホルダーのキャップを外したとき、ヒューズホルダー内部の充電部に試験指が触れた。

品目番号	338	消磁器
試料番号	2	
無届け（東洋磁気工業）		
技術基準不適合箇所	5	
写真番号	3	



構造試験において、器体スイッチにスイッチの動作状態を示す表示がなかった。

品目番号	338	消磁器
試料番号	2	
無届け（東洋磁気工業）		
技術基準不適合箇所	6	
写真番号	4	



構造試験において、交換が可能である電流ヒューズが「3A」であるにもかかわらず、銘板にある定格電流の表示が「the fuse under 3 AMP」であった。

品目番号	338	消磁器
試料番号	2	
無届け（東洋磁気工業）		
技術基準不適合箇所	7	
写真番号	5	



部品及び付属品試験において、差し込みプラグ刃の形状が別表第四6（1）ニ（ホ）aの表1に掲げる125V15A以下のものにもかかわらず、250V6Aの定格表示であった。

品目番号	338	消磁器
試料番号	2	
無届け（東洋磁気工業）		
技術基準不適合箇所	8	
写真番号	6	



表示において、表示すべき事項のすべての表示がなかった。

3. 7 施行規則不適合電気用品の概要

3. 7 施行規則不適合電気用品の概要

電気用品名 検査試料番号	定 格	PSEマーク等 (型番)	製造事業者名 又は 輸入事業者名 (ブランド名)	施行規則不適合箇所の内容	施 行 規 則	写 真
アイスクリームフ リーザー 品目番号：305 試料番号2	100V 6W 50/60Hz	Ⓔ (MCE-3631)	㈱マクロス (輸入)	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、当該製品の電気用品名は、使用上「アイスクリームフリーザー(商品名：パーティーエステルアイスクリーマー)」として、適合性検査の特定電気用品の対象品であるにもかかわらず、表示銘板には特定電気用品に要求されている表示(Ⓔ及び検査機関名)が行われていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)	1
電熱マット 品目番号316 試料番号1	表示なし	Ⓔ (雪国の春)	㈱雪国の春 (輸入)	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)	1
電熱マット 品目番号316 試料番号2	表示なし	Ⓔ (TD-85S)	㈱北海道ゴム工業所	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)	1
電気捕虫機 品目番号321 試料番号2	100V 50/60Hz	(WJ-718)	ウィキャン㈱ (輸入)	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項であるⒺの記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)	1
消磁器 品目番号338 試料番号2	なし	なし (RMK-01)	無届け (東洋磁気工業)	電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、表示すべき事項であるⒺの記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条(表示違反)	1

品目番号	305	アイスクリームフリーザー
試料番号	2	
(株)マクロス (輸入)		
施行規則不適合箇所	1	
写真番号	1	



電気用品安全法施行規則第17条(表示の方式)において、当該製品の電気用品名は、使用上「アイスクリームフリーザー(商品名:パーティーエステールアイスクリーマー)」として、適合性検査の特定電気用品の対象品であるにもかかわらず、表示銘板には特定電気用品に要求されている表示(Ⓓ及び検査機関名)が行われていなかった。

品目番号	316	電熱マット
試料番号	1	
(株)雪国の春 (輸入)		
施行規則不適合箇所		1
写真番号		1



電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。

品目番号	316	電熱マット
試料番号	2	
(株)北海道ゴム工業所		
施行規則不適合箇所		1
写真番号		1



電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。

品目番号	3 2 1	電気捕虫機
試料番号	2	
ウィキャン(株) (輸入)		
施行規則不適合箇所	1	
写真番号	1	



電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である®の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。

品目番号	338	消磁器
試料番号	2	
無届け（東洋磁気工業）		
施行規則不適合箇所	1	
写真番号	1	



電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である®の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。